

浜中町下水道等ビジョン・経営戦略

本編

令和 8 年 1 月

北 海 道 浜 中 町

目 次

第 1 章. 下水道等ビジョン・経営戦略策定にあたって	1
1.1 策定の趣旨	1
1.2 位置付け	1
1.3 策定ステップ	2
1.4 計画期間	3
第 2 章. 浜中町下水道等ビジョン	4
2.1 下水道等事業の現状と課題	4
2.1.1 下水道等事業の役割	4
2.1.2 下水道等事業の種類	5
2.1.3 経営指標を用いた下水道等事業の現状分析	7
2.1.4 その他下水道等事業の現状	41
2.2 基本方針と基本目標	43
2.2.1 基本方針と基本目標の設定	43
2.2.2 下水の適正処理...安全	48
2.2.3 施設の老朽化対策・強靱化...強靱	48
2.2.4 下水道等事業の健全運営...持続	49
第 3 章. 浜中町下水道等事業経営戦略	52
3.1 投資計画	52
3.2 財政計画算定条件	57
3.2.1 下水道使用料収入の将来推計	57
3.2.2 一般会計基準内繰入金の将来推計	58
3.2.3 維持管理費（固定費）の設定	59
3.2.4 単価上昇の考慮	59
3.2.5 その他財政計画算定条件	60
3.3 財政シミュレーション	65
3.3.1 財政目標	65

3.3.2	財政シミュレーション条件.....	65
3.3.3	財政シミュレーション結果.....	66
3.3.4	今後の経営状況の見通し.....	70
第 4 章.	経営健全化に向けたロードマップ、経営戦略の進捗管理.....	75

第1章. 下水道等ビジョン・経営戦略策定にあたって

1.1 策定の趣旨

浜中町下水道等事業は、河川・水路等の公共用水域の水質保全及び町民の生活環境の改善（汚水の排除）等、安全で快適な町民の暮らしを支える重要な役割を担っています。しかしながら今後は、下水道資産の更新費用の増大と人口減少による下水道使用料の減収によって、下水道等事業の経営状況がひっ迫することが予測されます。このような経営環境のもとで、将来にわたって安定的に下水道等事業を継続していくためには、中長期的な視野に立った経営の投資・財政計画である「浜中町下水道等ビジョン・経営戦略」を策定し、計画的に施設、財務、組織及び人材等の経営基盤を強化していく必要があります。

1.2 位置付け

浜中町下水道等ビジョン・経営戦略策定においては、上位計画である「第6期浜中町まちづくり総合計画」やストックマネジメント計画等の関連計画を考慮して下水道等事業の方向性を定めます。その後、より具体的な取組みとして、汚水整備や施設更新などの課題、さらには新規事業の導入可能性についても経営戦略に反映していきます。

1.3 策定ステップ

経営戦略は、以下①～④のステップにしたがって策定します。

経営戦略では「投資計画」と「財政計画」を策定し、最終的には均衡した形として策定します。また経営戦略を策定する際には、十分な現状分析・把握を行うことを前提に、中長期的な視点を持つことが求められ、投資計画においては中長期的な更新需要予測を行っているストックマネジメント計画等の関連計画との整合を図るとともに、財政計画においては財源構成からその実現可能性を検証し、経営戦略として取りまとめることが重要です。経営戦略の策定ステップを図 1.1 に示します。

① 下水道等事業の現状把握

浜中町が保有する下水道資産を定量的に整理します。また、現行事業計画やストックマネジメント計画等の関連計画における事業内容を整理します。

② 投資計画の策定

将来的な需要を適切に把握し、その最適化を図る計画を策定します。

③ 財政計画の策定

必要な需要額を賄う財源を中長期的な経営の中で計画的かつ適切に確保するための計画を策定します。

④ 経営戦略の策定

投資計画と財政計画のバランスを取り、経営戦略を策定します。

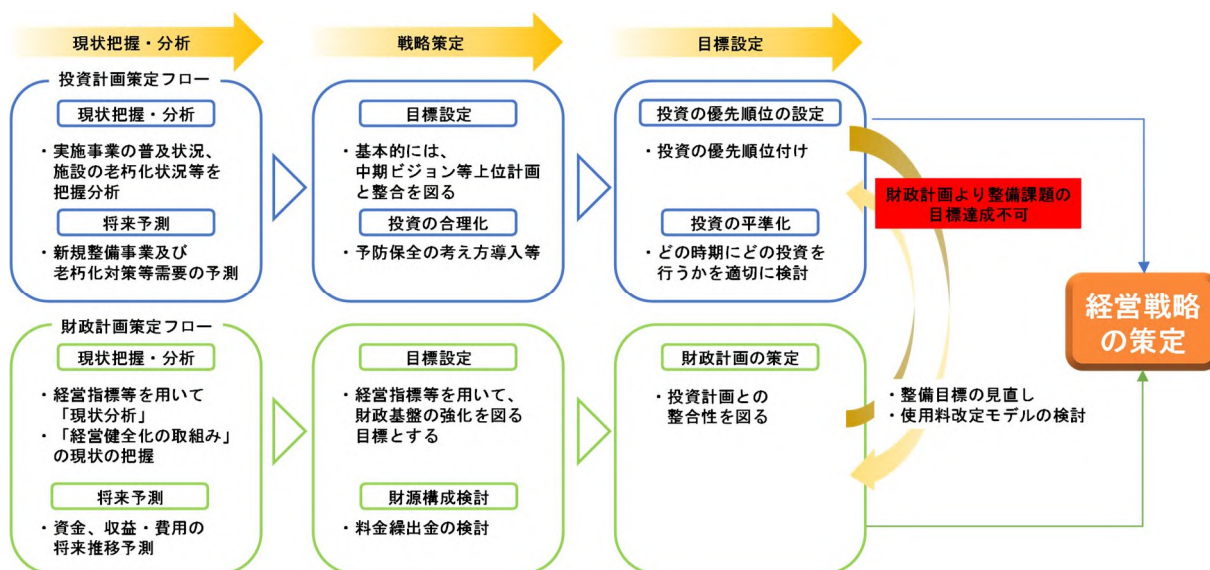
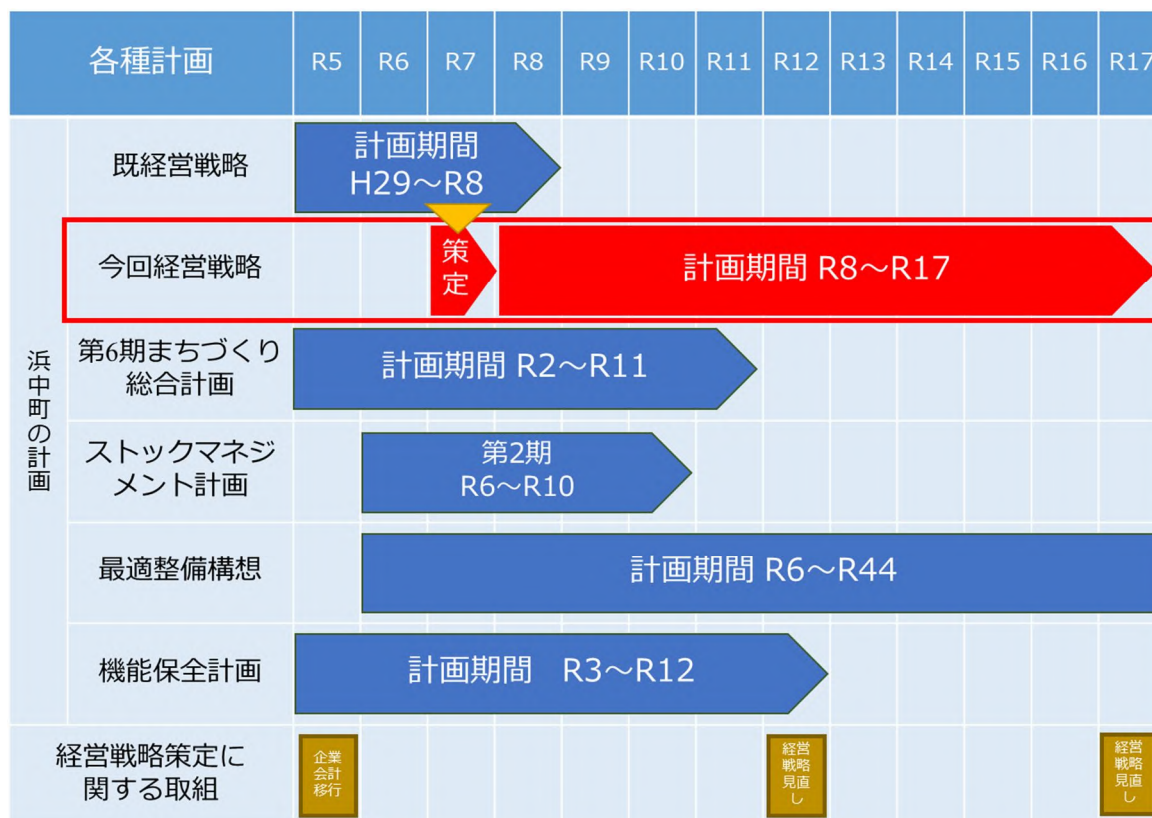


図 1.1 経営戦略策定の全体像

1.4 計画期間

本経営戦略では既存の経営戦略を見直し、計画期間は令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とします。



第2章．浜中町下水道等ビジョン

2.1 下水道等事業の現状と課題

2.1.1 下水道等事業の役割

下水道は、町民の生活環境の改善（汚水の排除）及び公共用水域の水質保全に欠かせない、公共性、公益性の高い重要な基盤施設です。

(1) ． 衛生的な生活環境の確保（汚水の排除）

生活、生産活動に伴って生じる汚水を速やかに排除し、悪臭や害虫の発生を防止し、感染症を予防します。またトイレの水洗化を通じて、衛生的な生活環境を確保します。

(2) ． 公共用水域の水質保全

生活排水を中心とする汚水を下水道管きよで処理場に集め、適切に処理することにより、河川や水路等の公共用水域の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境を保全します。

2.1.2 下水道等事業の種類

本町の下水道等事業は、特定環境保全公共下水道事業（以下「特環」という。）、農業集落排水事業（以下「農集」という。）及び漁業集落排水事業（以下「漁集」という。）の3事業からなります。

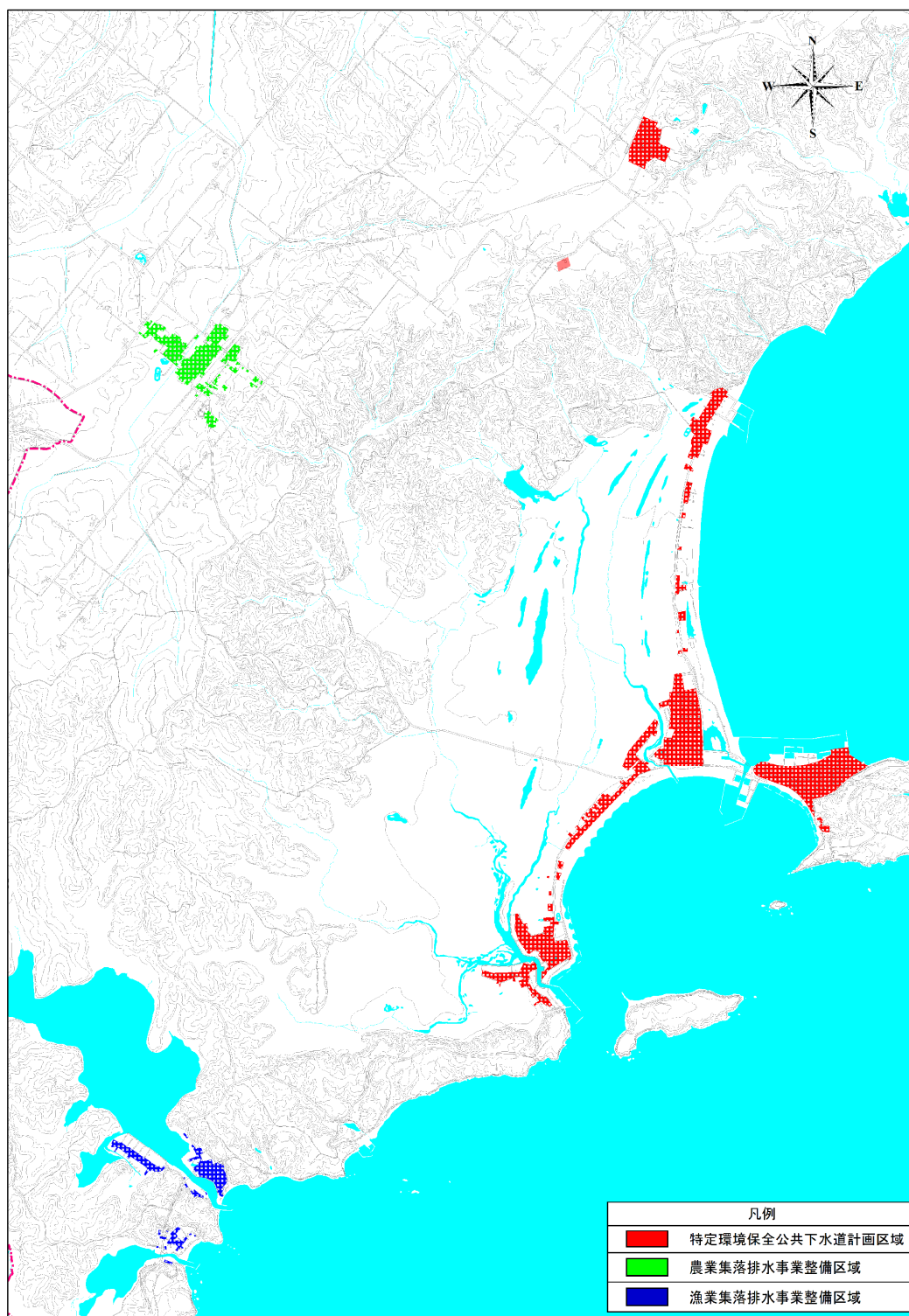


図 2.1 浜中町下水道等事業概要

- ・ 特定環境保全公共下水道事業（特環）

特定環境保全公共下水道は、国土交通省所管の事業で、地方公共団体の管理のもと下水を処理しています。本町では霧多布処理区が該当し、霧多布クリーンセンターがあります。

霧多布クリーンセンター

供用開始：平成 12 年 3 月

処理方式：オキシデーションディッチ法

処理能力：1,530m³/日



- ・ 農業集落排水事業（農集）、漁業集落排水事業（漁集）

集落排水事業は農林水産省所管の事業で、公共下水道計画区域外の農漁村におけるし尿、生活雑排水等を処理しています。本町には茶内地区に農業集落排水処理施設、散布地区に漁業集落排水処理施設があります。

茶内クリーンセンター

供用開始：平成 16 年 3 月

処理方式：オキシデーションディッチ法

処理能力：440m³/日



散布クリーンセンター

供用開始：平成 20 年 3 月

処理方式：オキシデーションディッチ法

処理能力：170m³/日



2.1.3 経営指標を用いた下水道等事業の現状分析

本章では、各経営指標を用いて、事業ごとに本町と類似団体※を比較し、下水道等事業の現状及び課題を整理します。なお、類似団体については総務省公表の「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」の5か年データ（令和元年度～令和5年度）を用い、本町については令和6年度の最新統計値より算出することとしました。

本町の各事業における類似団体については、参考資料に記載します。

※類似団体は、総務省による分類区分を基に選定し、各事業はそれぞれ以下の分類に属します。

特環：Bd1 農集：d2 漁集：d2

(B：処理区域内人口5千人未満、d：有収水量密度2.5千m³/ha未満、

1：供用開始後25年以上、2：供用開始後15年以上25年未満)

※以降、図中の「北海道（類似団体）」と「全国（類似団体）」はそれぞれ、北海道及び全国における類似団体の平均値を適用しています。

また、現状分析をするにあたって、以下4点を軸に評価を行います。

- ・ **事業の概要**

下水道等を整備していくにあたっては、目標設定と進捗状況の把握が不可欠です。また、整備状況の総合的な評価を行うことで、実情と整合が取れた経営戦略の策定が可能になります。このため、本町における下水道等事業の現状を整理し、課題の抽出を行います。

- ・ **施設の効率性**

下水道施設の建設費や維持管理費等の経費を回収するためには、使用料収入の確保が重要であり、有収水量の増加や早期の水洗化等の施設利用効率の向上が必要となります。本町における下水道施設の状況を整理して、改善点を抽出していきます。

- ・ **経営の効率性**

下水道等事業は、住民生活のために社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割があります。事業継続のためには自らの経営状態の把握が必要であることから、現状整理をしたうえで課題を抽出します。

- ・ **財政状態の健全性**

下水道等事業経営において、健全性の確保及び経営基盤の強化が急務となっています。事業の経営状態や財政状態を明確にして、本町の財政状態の整理と課題の抽出を行います。

表 2.1 類似団体との経営指標比較（特環）

経営指標		単位	浜中町	類似団体									
				北海道					全国				
			R6	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5
事業の概要	1 か月20m3当たり家庭用料金	円	3,910	3,393	3,585	3,663	3,637	3,649	3,084	3,180	3,168	3,197	3,233
施設の効率性	有収率	%	50.0	75.3	74.8	70.5	69.1	74.7	85.0	81.2	81.7	82.9	86.8
	水洗化率	%	94.0	94.1	91.9	91.9	92.9	91.5	87.2	87.7	88.5	88.0	87.7
経営の効率性	使用料単価	円/m ³	193.4	170.8	182.7	190.4	189.0	184.2	165.5	170.2	171.6	171.4	169.9
	汚水処理原価	円/m ³	254.5	313.4	315.8	333.7	334.7	343.4	337.5	343.6	366.6	701.5	353.4
	経費回収率	%	76.0	68.0	68.4	68.9	66.6	60.6	74.5	76.1	72.7	68.0	68.6
	職員1人あたりの処理区域内人口	人/人	1,110	1,775	1,670	1,489	1,361	1,208	1,511	1,418	1,373	1,280	1,345
財政状態の健全性	総収支比率	%	101.6	141.1	140.6	169.0	164.0	136.7	163.1	146.7	149.4	151.6	143.1
	経常収支比率	%	101.6	74.3	85.6	90.2	89.7	95.5	88.5	94.9	92.2	93.1	98.5
	処理区域内人口1人あたり地方債残高	千円/人	409	244	279	296	291	285	579	459	447	410	381

表 2.2 類似団体との経営指標比較（農集）

経営指標		単位	浜中町	類似団体									
				北海道					全国				
				R6	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4
事業の概要	1 か月20m3当たり家庭用料金	円	3,910	3,445	3,443	3,450	3,403	3,386	3,257	3,267	3,225	3,249	3,278
	施設の有収率	%	89.6	86.1	85.9	83.1	85.3	83.8	93.5	93.8	94.6	94.7	97.6
施設の効率性	水洗化率	%	94.8	86.6	86.4	86.9	89.1	89.8	83.0	82.4	82.9	82.2	82.3
	使用料単価	円/m ³	199.9	184.5	183.2	187.7	186.5	175.1	165.6	164.4	164.9	165.9	161.8
経営の効率性	汚水処理原価	円/m ³	157.7	467.8	504.3	609.4	658.9	778.7	413.1	419.7	436.8	478.4	506.3
	経費回収率	%	126.8	54.2	52.6	46.2	42.1	40.7	53.8	53.8	51.4	47.1	47.8
	職員1人あたりの処理区域内人口	人/人	514	309	187	192	221	131	933	834	743	626	547
財政状態の健全性	総収支比率	%	102.6	163.1	149.5	146.3	149.2	148.8	168.8	152.0	149.4	149.0	160.9
	経常収支比率	%	102.6	85.8	86.2	86.1	86.4	93.3	89.2	94.8	94.9	95.2	102.2
	処理区域内人口1人あたり地方債残高	千円/人	207	487	454	420	458	536	436	424	410	408	397

表 2.3 類似団体との経営指標比較（漁集）

経営指標		単位	浜中町	類似団体									
				北海道					全国				
			R6	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5
事業の概要	1 か月20m3当たり家庭用料金	円	3,910	3,236	3,440	3,495	3,502	3,643	3,263	3,353	3,388	3,359	3,375
施設の効率性	有収率	%	88.6	93.2	92.4	89.7	85.2	92.4	94.5	94.4	94.3	95.6	96.8
	水洗化率	%	77.7	82.5	77.8	76.4	73.4	71.9	79.2	78.8	78.6	78.3	77.6
経営の効率性	使用料単価	円/m ³	183.5	175.2	188.6	186.0	192.0	189.8	183.3	187.7	188.7	188.0	185.9
	汚水処理原価	円/m ³	386.4	617.1	677.5	782.3	1196.9	697.2	636.4	716.6	669.7	705.7	668.5
	経費回収率	%	47.5	36.2	38.2	30.5	32.1	33.7	40.1	41.0	43.5	41.4	40.9
	職員1人あたりの処理区域内人口	人/人	209	401	357	307	192	206	461	406	393	353	365
財政状態の健全性	総収支比率	%	102.4	145.2	149.4	132.9	146.9	199.3	156.5	143.6	145.5	152.4	171.8
	経常収支比率	%	102.4	85.4	82.4	77.2	80.8	96.9	89.4	92.7	91.7	91.4	101.2
	処理区域内人口1人あたり地方債残高	千円/人	529	447	470	510	517	544	555	538	537	533	548

a) 特環

1) 事業の概要

① 1 か月 20m³ 当たり家庭用料金

1 か月 20m³ 当たり家庭用料金は、北海道及び全国類似平均を上回っています。

北海道は面積が広く都市部より人口密度が低いため、投資効率が低くなる傾向にあります。今後は投資費用の精査による支出抑制に努めるとともに、財政状況とバランスを取った適正な使用料の検討を行っていくことが重要といえます。

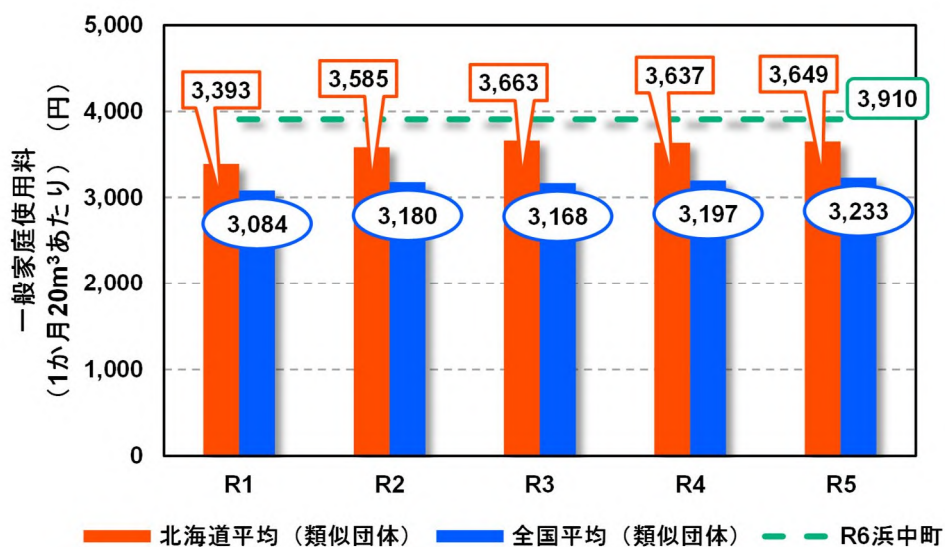


図 2.2 1 か月 20m³ 当たり家庭用料金 (特環)

2) 施設の効率性

①有収率

処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合を有収率といいます。有収率が低い場合は、徴収対象ではない不明水の割合が多く、徴収対象水量以上の水処理が必要となるため、その分維持管理費が増加することになります。

本町では、北海道及び全国類似平均と比べて大幅に低く、下水道計画の標準的な地下水率は10～20%（有収率80～90%）であることから適正範囲を下回っています。これは、平成15年に発生した十勝沖地震等の影響と考えられます。今後、老朽化が進むとさらに有収率が低下することが予想されることから、改善に向けて検討・対策が重要となります。

$$\text{有収率}(\%) = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$$

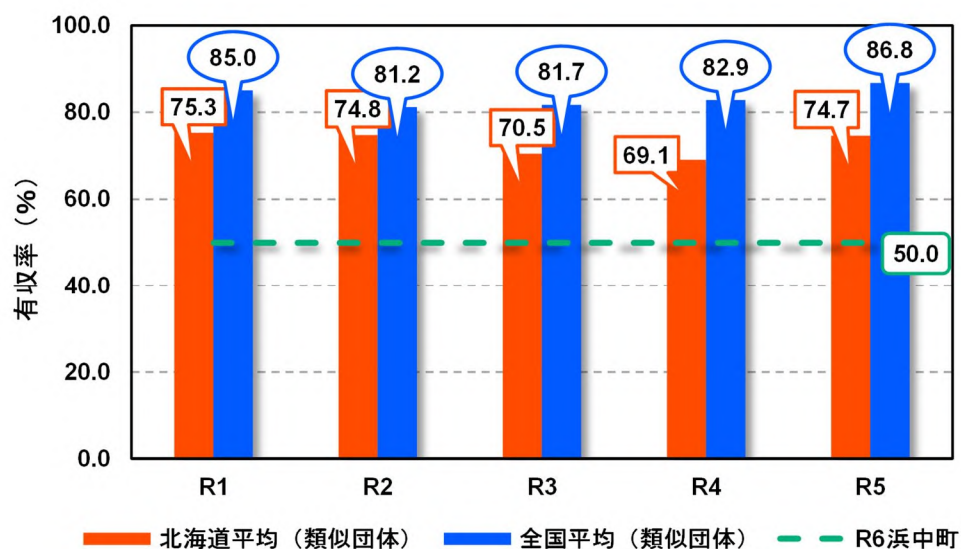


図 2.3 有収率（特環）

②水洗化率

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合を水洗化率と言います。

本町は供用開始後 25 年以上経過しており、鋭意接続率の向上に努めてきたことから、北海道及び全国類似平均と比べて高い水準を誇っています。

$$\text{水洗化率}(\%) = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

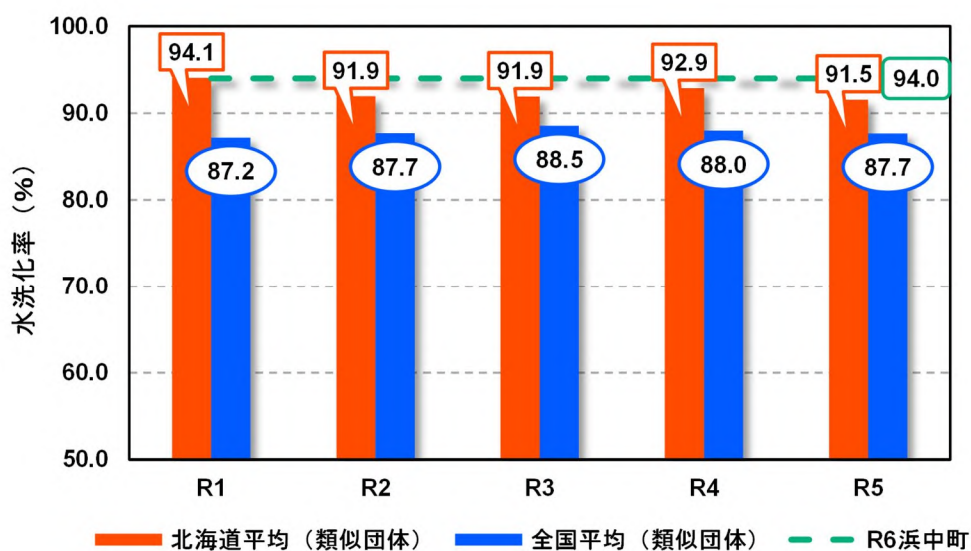


図 2.4 水洗化率（特環）

3) 経営の効率性

①使用料単価

使用料単価とは有収水量 1 m³あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示します。

本町は、北海道類似平均と比較すると同程度となっていますが、全国類似平均と比較するとやや高い状況です。汚水処理原価を大きく下回っているため、適正な使用料単価を検討していく必要があります。（次頁「汚水処理原価」参照）

ただし、本町では下水道等事業すべてで使用料体系を同一にしているため、他 2 事業（農集・漁集）の経営状況を踏まえた使用料単価設定にする必要があります。

$$\text{使用料単価(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{年間有収水量}}$$

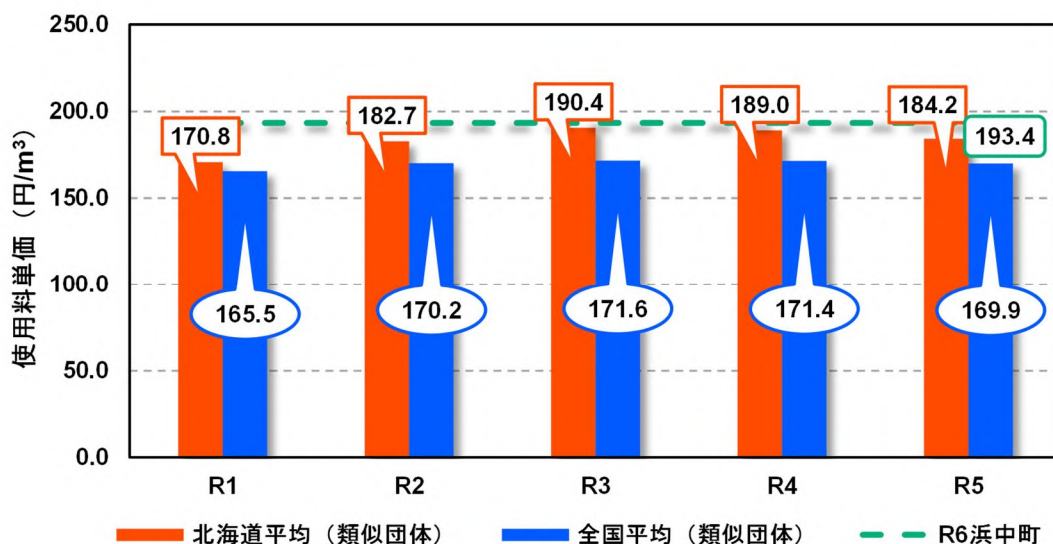


図 2.5 使用料単価（特環）

②汚水処理原価

汚水処理原価とは有収水量 1 m³あたりの汚水処理費であり、その水準を示します。

本町は北海道類似平均及び全国類似平均と比較してやや低い状況ですが、使用料収入ではこの汚水処理費を賄えていません。今後は物価上昇に伴い汚水処理原価が高くなると想定されることから、可能な限り維持管理費の節減に取り組んでいく必要があります。また、投資額削減に向けて、経営状況を踏まえて施設の重要度等から優先順位を設定して、ストックマネジメント計画等の関連計画に基づいた効率的な投資を行うことが重要になります。

$$\text{汚水処理原価(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}}$$

※汚水処理費＝汚水に係る（維持管理費＋資本費）

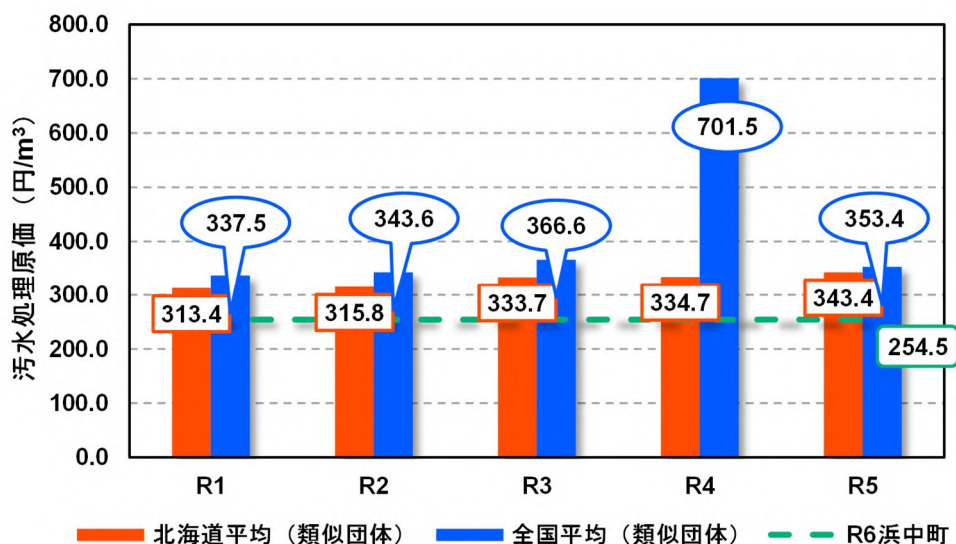


図 2.6 汚水処理原価（特環）

③経費回収率

経費回収率は、汚水処理に要した費用に対する使用料による回収程度を示す指標です。下水道経営は、汚水処理費全てを使用料によって賄うことが原則であり、経費回収率が100%未満であると処理費用を使用料で賄うことができていない状態となります。

本町は100%を下回っており、汚水処理費用を使用料収入で賄うことができていません。汚水処理費用と使用料収入との差額は、一般会計からの繰入金により賄わざるを得ず、健全な経営状態とは言えません。適正な下水道使用料収入の確保に加えて、汚水処理費用の削減に向けた取組が重要です。

$$\text{経費回収率}(\%) = \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費}} \times 100$$

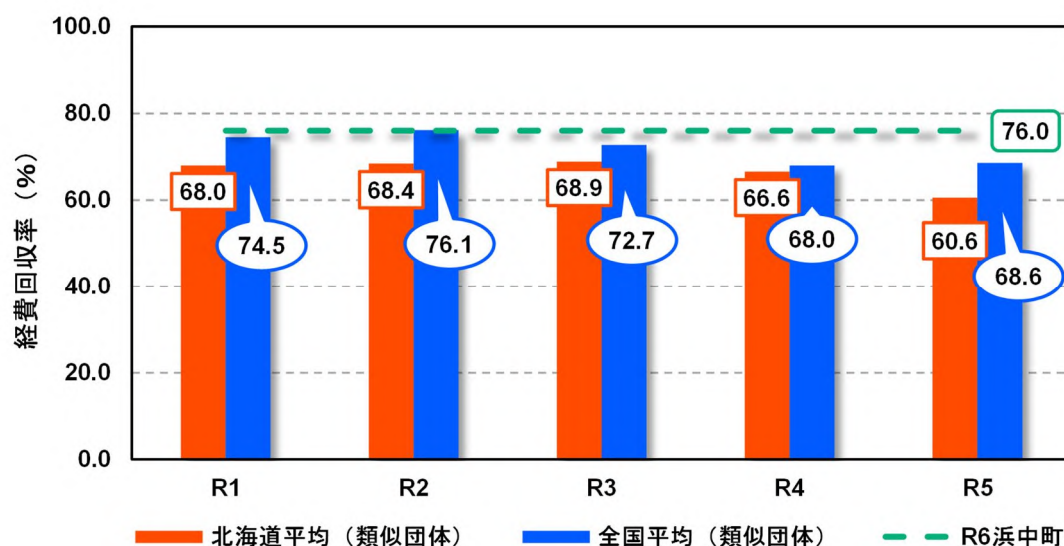


図 2.7 経費回収率（特環）

④職員の状況

本町職員の業務量等の状況を整理します。近年では、北海道類似団体及び全国類似団体と同程度の負荷量となっています。ただし、今後施設の老朽化に伴い、改築事業などの職員 1 人当たり業務量の増加が予想されます。下水道技術を有する職員の確保が必要です。

$$\text{職員 1 人当たりの処理区域内人口(人/人)} = \frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{職員数}}$$

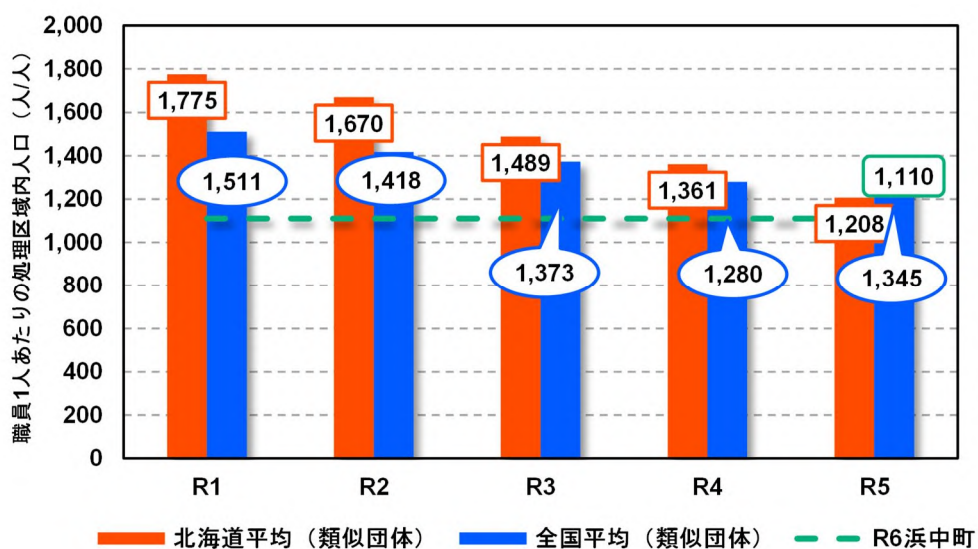


図 2.8 職員 1 人当たりの処理区域内人口（特環）

4) 財政状態の健全性

①総収支比率及び経常収支比率

総収支比率とは総収益と総費用の比率を表した指標で、100%未満であると総収支が赤字であることを示します。また、経常収支比率とは、経常収益を経常費用で除した値としています。総収支比率を見ると北海道及び全国類似団体は各年100%を上回っており、本町においても100%を上回っています。また、経常収支比率については、北海道及び全国類似団体は100%を下回る傾向となっていますが、本町は100%を上回っています。現在は健全な経営状態を保っていますが、今後赤字になった場合は資金ショート懸念があります。このため、収入確保のための施策検討に加えて、財源や経営状況を踏まえた投資計画の策定などが重要になってきます。

$$\text{総収支比率}(\%) = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$$

$$\text{経常収支比率}(\%) = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

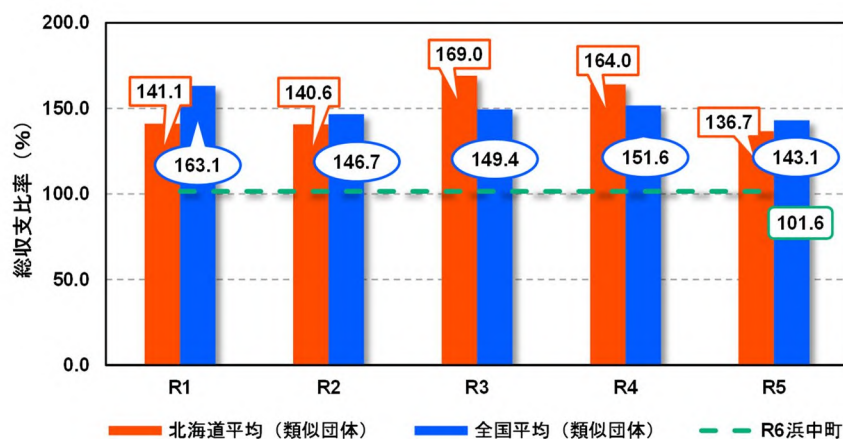


図 2.9 総収支比率（特環）

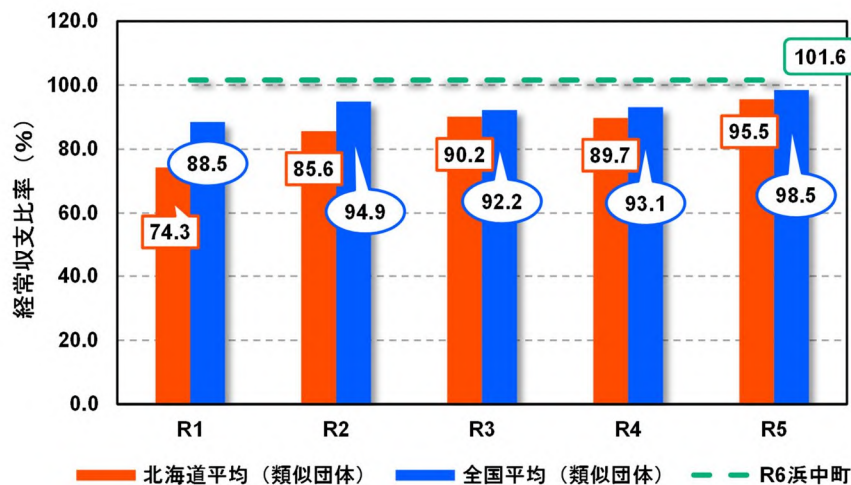


図 2.10 経常収支比率（特環）

②処理区域内人口 1 人当たり地方債残高

本町が借り入れた地方債の残高を、処理区域内人口 1 人当たりどれだけ負担しているかを示す指標です。本町では、近年は北海道及び全国類似平均と比較してやや高い値を示しており、一人あたりの投資効率は類似団体と比較するとやや低い状況といえます。このため、計画的に起債償還を行っていくよう努めます。

$$\text{処理区域内人口 1 人当たり地方債残高(千円/人)} = \frac{\text{地方債現在高}}{\text{現在処理区域内人口}}$$

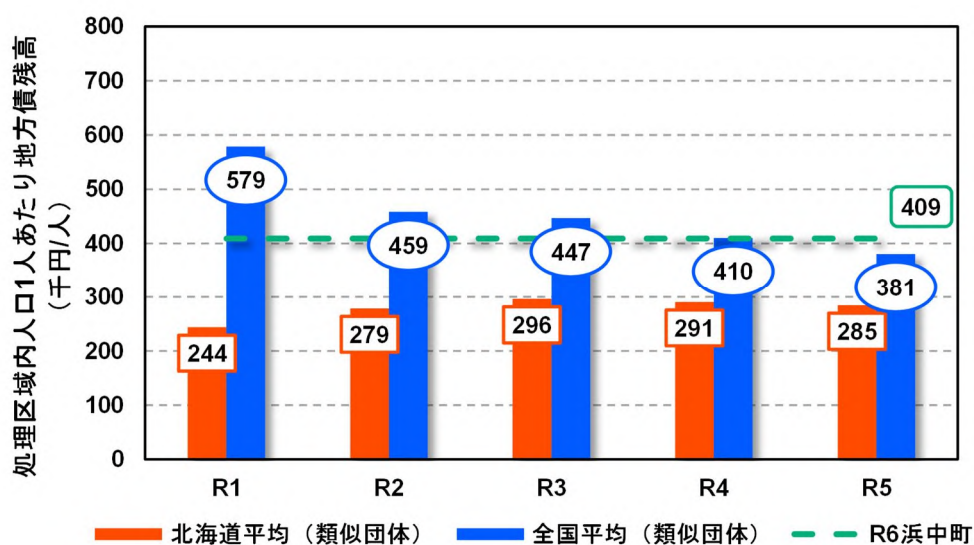


図 2.11 処理区域内人口 1 人当たり地方債残高（特環）

5) 事業の課題及び対策（特環）

以上の特環の現状を踏まえて、事業が抱える課題と対応策を整理すると以下のとおりです。ただし、以下に示す課題については、経営戦略策定期間である令和 17 年度までに完全に解決できる内容ではありません。このため、令和 17 年度以降も引き続き、下記の課題及び各年での需要を把握するとともに継続して対応を実施していく方針です。

課題：有収率の低下（施設の効率性）

・施設の老朽化

対応策：管路施設の点検・調査、修繕・改築

課題：低水準の経費回収率（経営の効率性）

・汚水処理費の増加

対応策：使用料の見直し、適正な建設投資

課題：点検・調査及び修繕・改築に係る費用の増加（施設の効率性）

・耐用年数を迎える資産の増加

対応策：使用料の見直し、
ストックマネジメント計画に基づく計画的な改築更新

b) 農集

1) 事業の概要

①1 か月 20m³ 当たり家庭用料金

1 か月 20m³ 当たり家庭用料金は、北海道及び全国類似平均を上回っています。

北海道は面積が広く都市部より人口密度が低いため、投資効率が低くなり使用料は高くなる傾向にあります。本町は類似平均と比較するとやや高い傾向にあるため、今後は投資費用の精査による支出抑制に努めるとともに、財政状況とバランスを取った適正な使用料の検討を行っていくことが重要といえます。

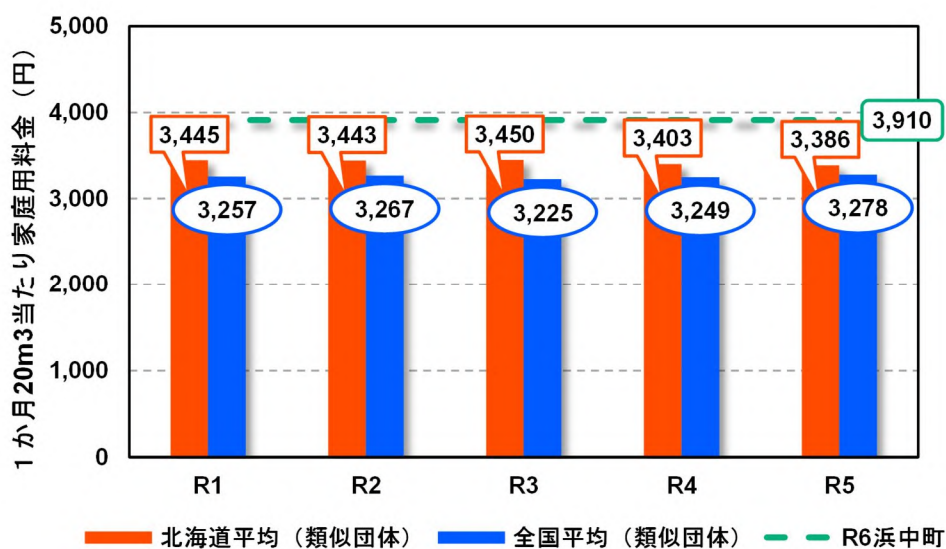


図 2.12 1 か月 20m³ 当たり家庭用料金 (農集)

2) 施設の効率性

①有収率

処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合を有収率といいます。有収率が低い場合は、徴収対象ではない不明水の割合が多く、徴収対象水量以上の水処理が必要となるため、その分維持管理費が増加することになります。

北海道類似平均と比べると高い水準を誇りますが、全国類似平均と比べるとやや低い状況です。今後も有収率を向上させていくためには、適正な維持管理が重要です。

$$\text{有収率}(\%) = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$$

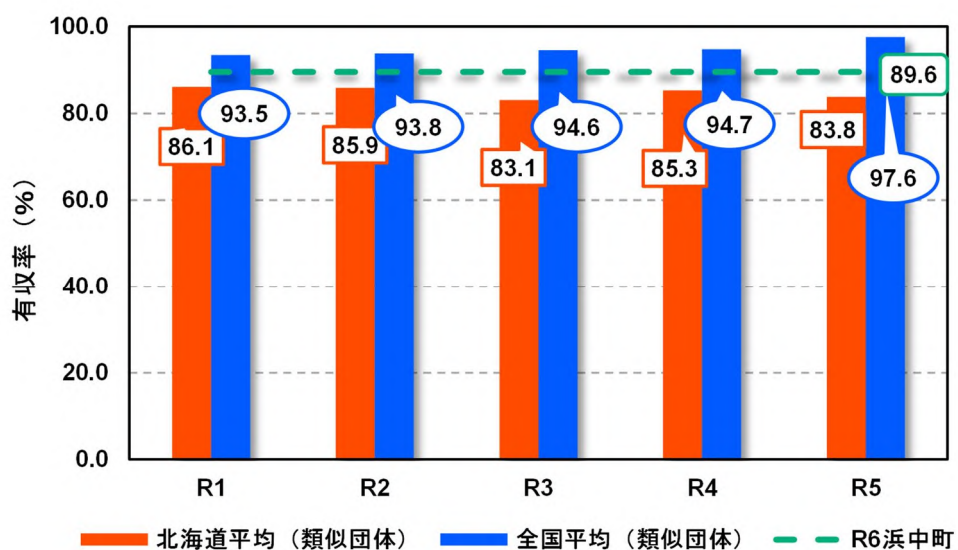


図 2.13 有収率（農集）

②水洗化率

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合を水洗化率と言います。

本町は供用開始後 20 年以上経過しており、鋭意接続率の向上に努めてきたことから、北海道及び全国類似平均と比べて高い水準を誇っています。

$$\text{水洗化率}(\%) = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

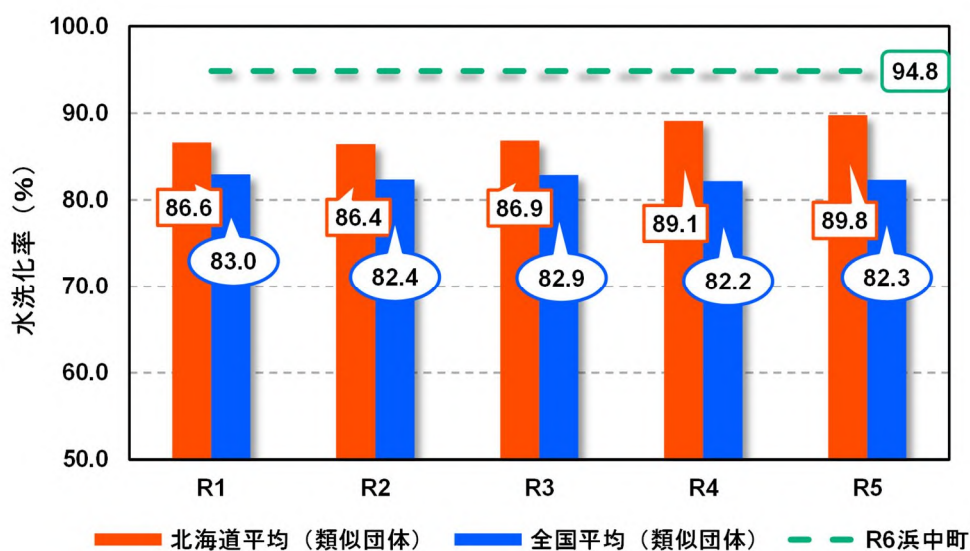


図 2.14 水洗化率（農集）

3) 経営の効率性

①使用料単価

使用料単価とは有収水量 1 m³ あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示します。

本町は、北海道及び全国類似平均より高い傾向があります。汚水処理原価を上回っているため、適正な使用料単価を検討していく必要があります。（次頁「汚水処理原価」参照）

ただし、本町では下水道等事業すべてで使用料体系を同一にしているため、他 2 事業（特環・漁集）の経営状況を踏まえた使用料単価設定にする必要があります。

$$\text{使用料単価(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{年間有収水量}}$$

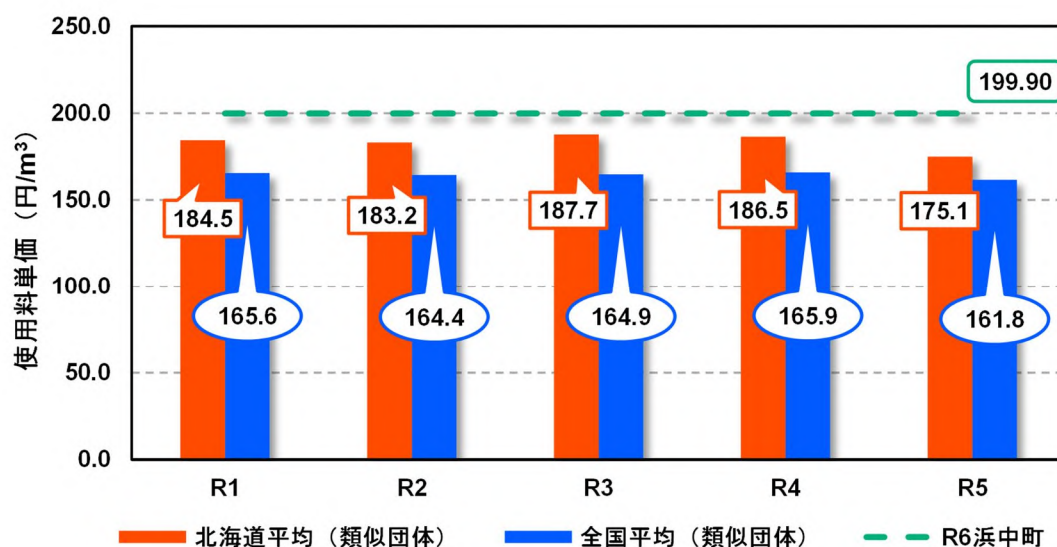


図 2.15 使用料単価（農集）

②汚水処理原価

汚水処理原価とは有収水量 1 m³あたりの汚水処理費であり、その水準を示します。

本町は北海道及び全国類似平均に比べて大幅に低い傾向となっています。本町の農集地区はコンパクトにまとまっており、汚水処理の適正化がされているといえます。今後も引き続き、最適整備構想等の関連計画に基づいた効率的な投資を行うことが重要になります。

$$\text{汚水処理原価(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}}$$

※汚水処理費＝汚水に係る（維持管理費＋資本費）

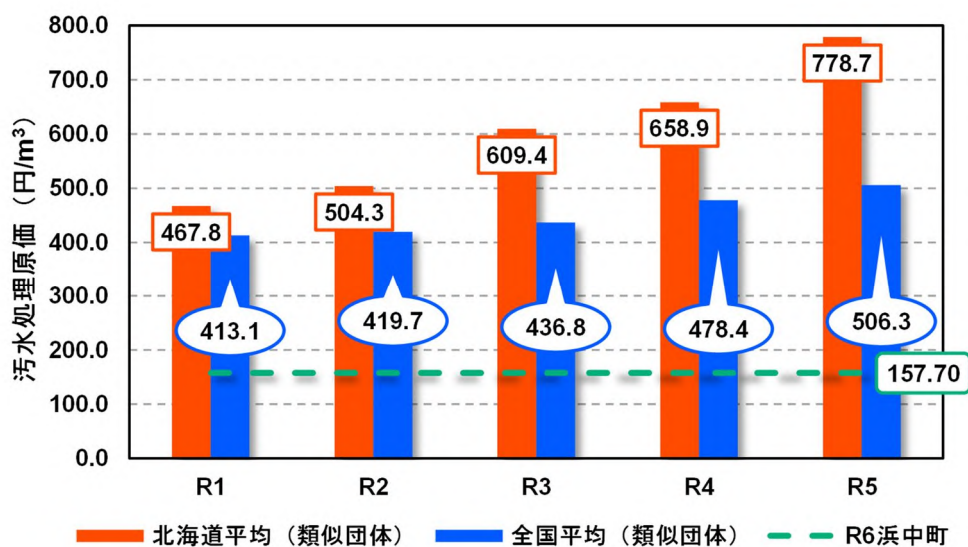


図 2.16 汚水処理原価（農集）

③経費回収率

経費回収率は、汚水処理に要した費用に対する使用料による回収程度を示す指標です。下水道経営は、汚水処理費全てを使用料によって賄うことが原則であり、経費回収率が100%未満であると処理費用を使用料で賄うことができていない状態となります。

本町は100%を上回っており、汚水処理費用を使用料収入で賄うことができています。他類似団体と比較しても大幅に高い水準となっており、健全な経営状態といえます。

$$\text{経費回収率}(\%) = \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費}} \times 100$$

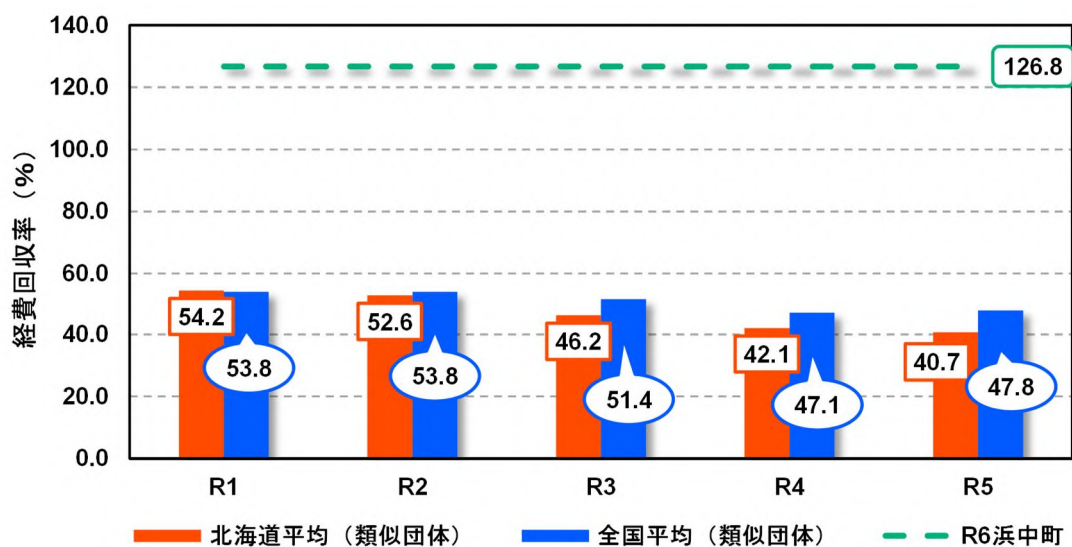


図 2.17 経費回収率（農集）

④職員の状況

本町職員の業務量等の状況を整理します。近年では北海道平均に比べて大幅に多い状況ですが、全国類似平均と比較すると同程度となっています。今後施設の老朽化に伴い、改築事業などの職員 1 人当たり業務量の増加が予想されます。下水道技術を有する職員の確保を行う必要があります。

$$\text{職員 1 人当たりの処理区域内人口(人/人)} = \frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{職員数}}$$

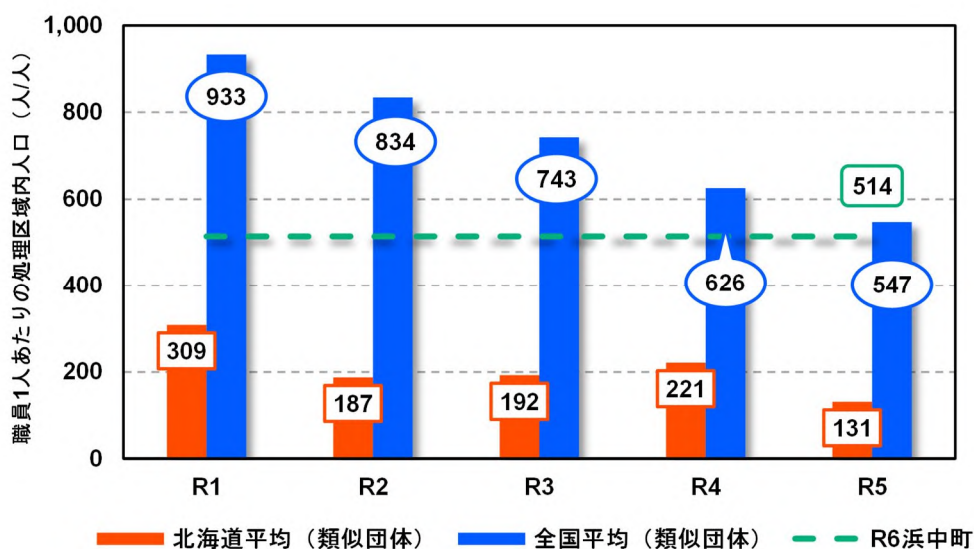


図 2.18 職員 1 人当たりの処理区域内人口（農集）

4) 財政状態の健全性

①総収支比率及び経常収支比率

総収支比率とは総収益と総費用の比率を表した指標で、100%未満であると総収支が赤字であることを示します。また、経常収支比率とは、経常収益を経常費用で除した値としています。総収支比率を見ると北海道及び全国類似団体は各年 100%を超過しており、本町においても同様に黒字状態となっています。また、経常収支比率については、近年北海道及び全国類似団体は 100%を下回る傾向となっていますが、本町は 100%を上回り健全な状態です。現在は健全な経営状態を保っていますが、今後赤字になった場合は資金ショート懸念があります。このため、収入確保のための施策検討に加えて、財源や経営状況を踏まえた投資計画の策定などが重要になってきます。

$$\text{総収支比率}(\%) = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$$

$$\text{経常収支比率}(\%) = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

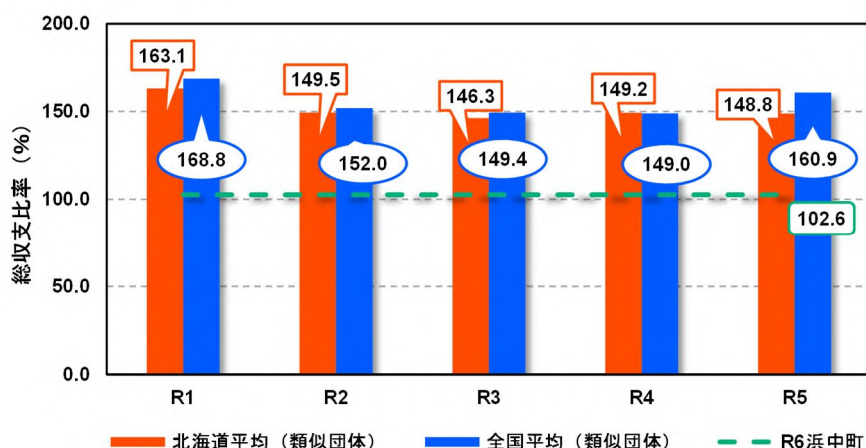


図 2.19 総収支比率（農集）

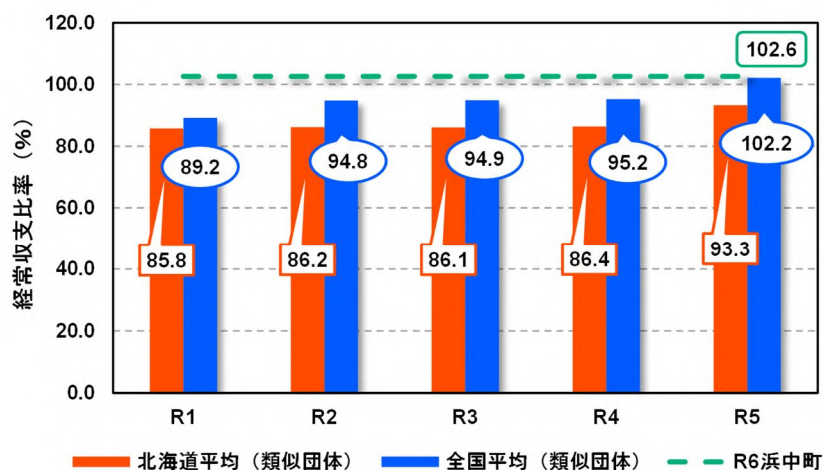


図 2.20 経常収支比率（農集）

②処理区域内人口 1 人当たり地方債残高

本町が借り入れた地方債の残高を、処理区域内人口 1 人当たりどれだけ負担しているかを示す指標です。本町では、北海道及び全国類似平均と比較して低い値を示しています。過度な投資をすることなく、計画的な起債償還が進んでいると伺えます。今後も投資を行う際には起債とのバランスを見ながら事業規模を検討していくことが重要です。

$$\text{処理区域内人口 1 人当たり地方債残高(千円/人)} = \frac{\text{地方債現在高}}{\text{現在処理区域内人口}}$$

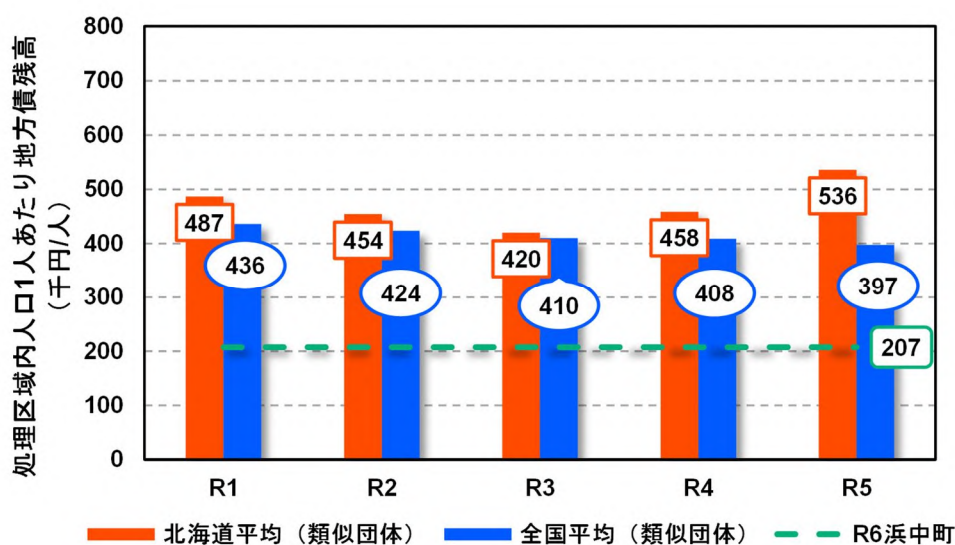


図 2.21 処理区域内人口 1 人当たり地方債残高（農集）

5) 事業の課題及び対策（農集）

以上の農集の現状を踏まえて、事業が抱える課題と対応策を整理すると以下のとおりです。ただし、以下に示す課題については、経営戦略策定期間である令和 17 年度までに完全に解決できる内容ではありません。このため、令和 17 年度以降も引き続き、下記の課題及び各年での需要を把握するとともに継続して対応を実施していく方針です。

課題：点検・調査及び修繕・改築に係る費用の増加（経営の効率性）

・耐用年数を迎える資産の増加

対応策：使用料の見直し、
最適整備構想に基づく計画的な改築更新

c) 漁集

1) 事業の概要

①1 か月 20m³ 当たり家庭用料金

1 か月 20m³ 当たり家庭用料金は、北海道及び全国類似平均を上回っています。

北海道は面積が広く都市部より人口密度が低いため、投資効率が低くなり使用料は高くなる傾向にあります。本町は類似平均と比較するとやや高い傾向にあるため、今後は投資費用の精査による支出抑制に努めるとともに、財政状況とバランスを取った適正な使用料の検討を行っていくことが重要といえます。

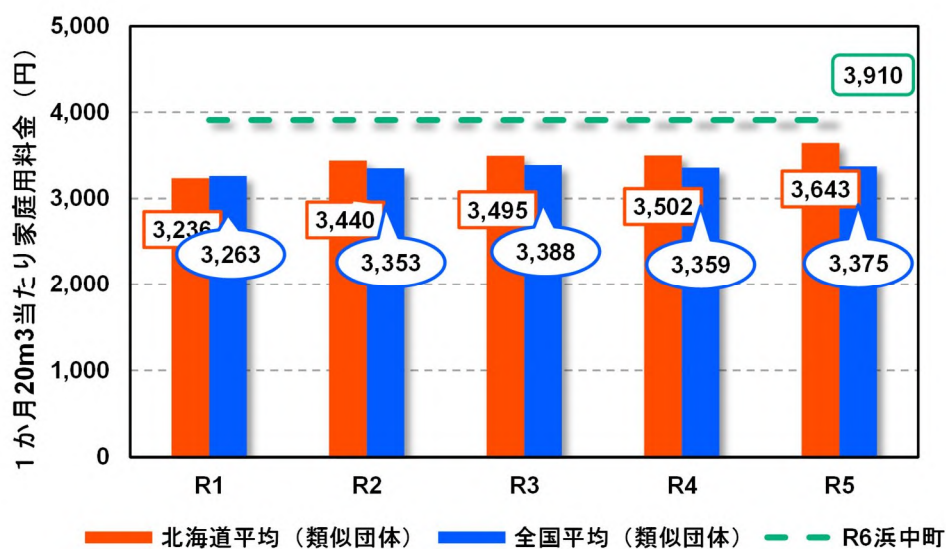


図 2.22 1 か月 20m³ 当たり家庭用料金（漁集）

2) 施設の効率性

①有収率

処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合を有収率といいます。有収率が低い場合は、徴収対象ではない不明水の割合が多く、徴収対象水量以上の水処理が必要となるため、その分維持管理費が増加することになります。

北海道類似平均と比べると同程度となっていますが、全国類似平均と比べるとやや低い状況です。今後も有収率を向上させていくためには、適正な維持管理が重要です。

$$\text{有収率}(\%) = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$$

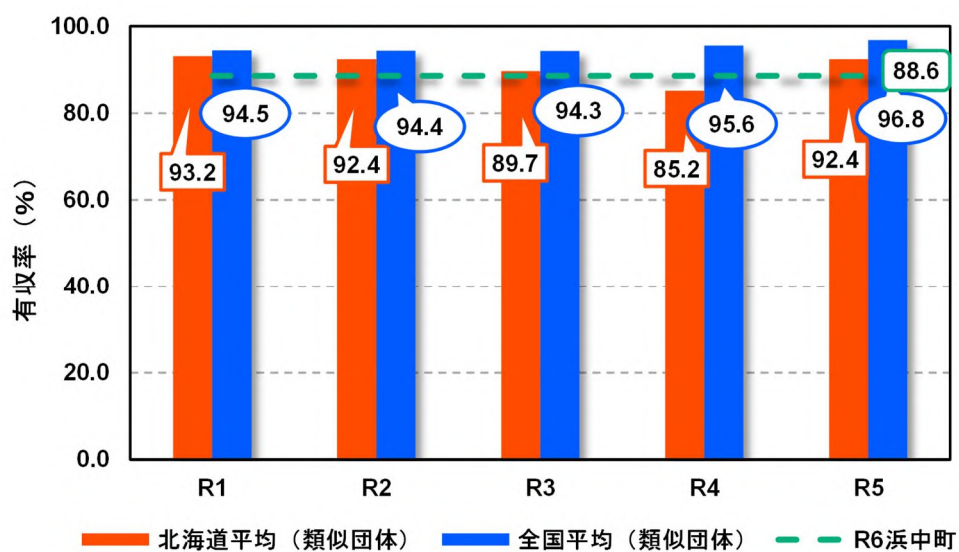


図 2.23 有収率（漁集）

②水洗化率

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合を水洗化率と言います。

北海道及び全国類似平均と同程度ですが、70%台にやや低い水準にとどまっています。今後も接続率の向上に努めていきます。

$$\text{水洗化率}(\%) = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

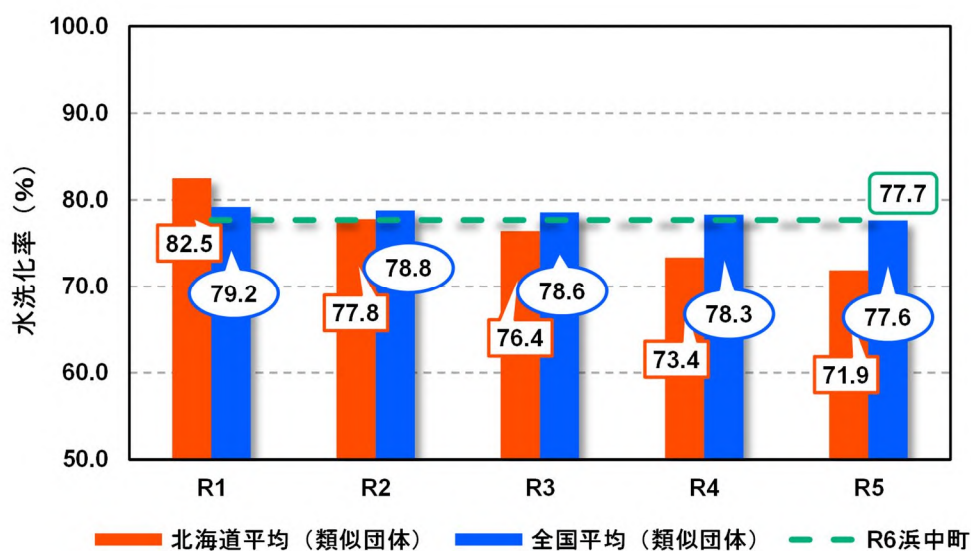


図 2.24 水洗化率（漁集）

3) 経営の効率性

①使用料単価

使用料単価とは有収水量 1 m³ あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示します。

本町は、北海道及び全国類似平均と同程度の水準となっています。ただし、汚水処理原価を大きく下回っているため、適正な使用料単価を検討していく必要があります。(次頁「汚水処理原価」参照)

ただし、本町では下水道等事業すべてで使用料体系を同一にしているため、他 2 事業（特環・農集）の経営状況を踏まえた使用料単価設定にする必要があります。

$$\text{使用料単価(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{年間有収水量}}$$

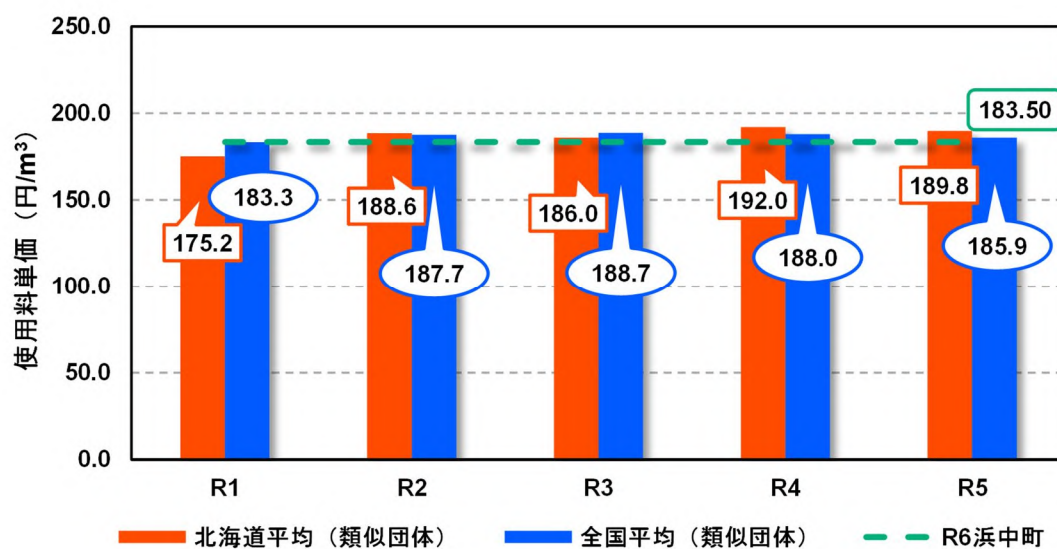


図 2.25 使用料単価（漁集）

②汚水処理原価

汚水処理原価とは有収水量 1 m³あたりの汚水処理費であり、その水準を示します。

本町は北海道及び全国類似平均と比較して大幅に低い傾向があります。本町の漁集地区は圧送部があるもののコンパクトにまとまっているため、汚水処理の適正化がされているといえます。しかしながら、使用料単価の 2 倍程度の単価になっていることから、投資額削減に向けて、経営状況を踏まえて施設の重要度等から優先順位を設定して、機能保全計画等の関連計画に基づいた効率的な投資を行うことが重要になります。

$$\text{汚水処理原価(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}}$$

※汚水処理費＝汚水に係る（維持管理費＋資本費）

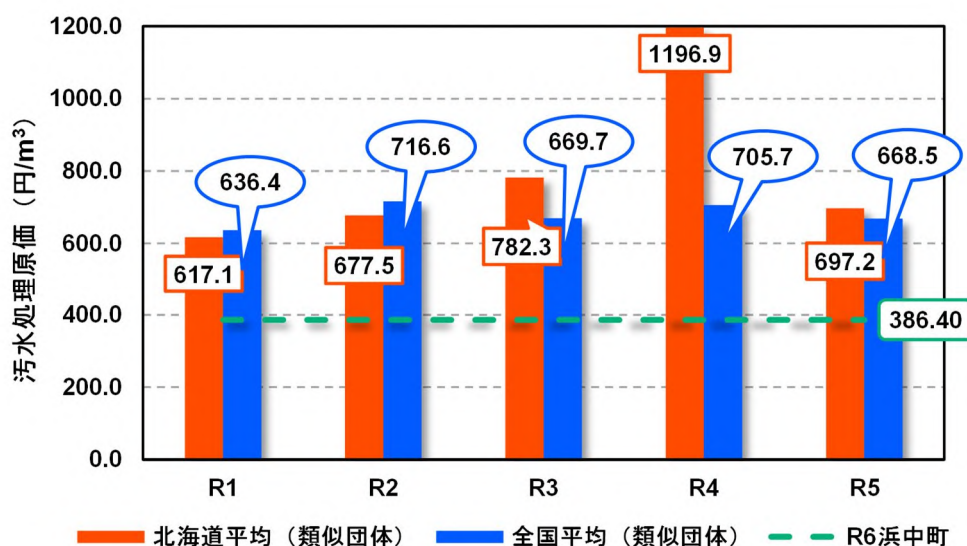


図 2.26 汚水処理原価（漁集）

③経費回収率

経費回収率は、汚水処理に要した費用に対する使用料による回収程度を示す指標です。下水道経営は、汚水処理費全てを使用料によって賄うことが原則であり、経費回収率が100%未満であると処理費用を使用料で賄うことができていない状態となります。

本町は100%を下回っており、汚水処理費用を使用料収入で賄うことができておらず、厳しい経営状態となっています。汚水処理費用と使用料収入との差額は、一般会計からの繰入金により賄わざるを得ず、健全な経営状態とは言えません。適正な下水道使用料収入の確保に加えて、汚水処理費用の削減に向けた取組が重要です。

$$\text{経費回収率}(\%) = \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費}} \times 100$$

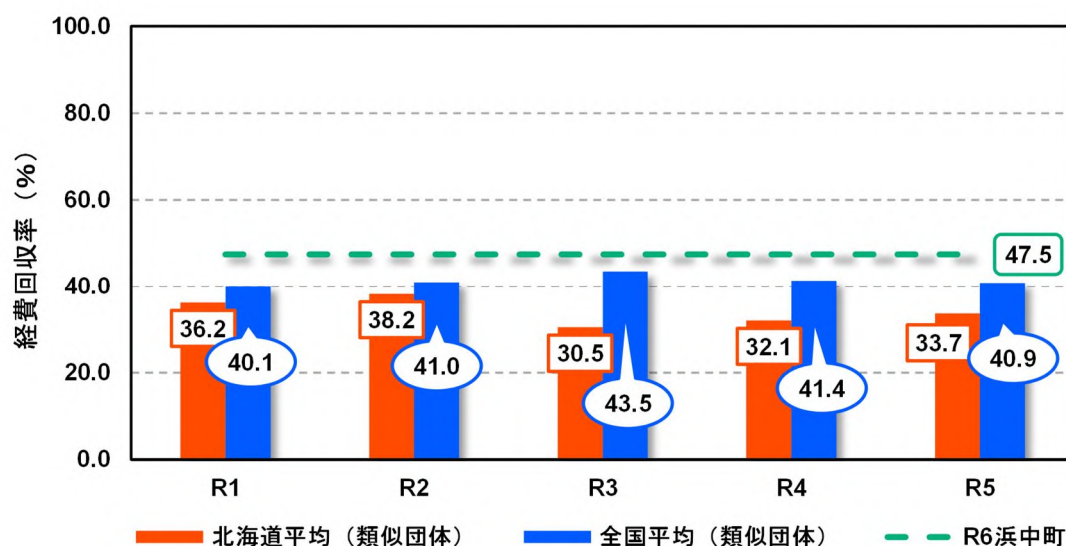


図 2.27 経費回収率（漁集）

④職員の状況

本町職員の業務量等の状況を整理します。全国類似団体に比べて少ない傾向となっていますが、本町では 3 事業まとめて職務にあたっていることから、これを鑑みると一人当たりの負荷が大きい状況です。さらに、今後施設の老朽化に伴い、改築事業などの職員 1 人当たり業務量の増加が予想されます。下水道技術を有する職員の確保を行う必要があります。

$$\text{職員 1 人当たりの処理区域内人口(人/人)} = \frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{職員数}}$$

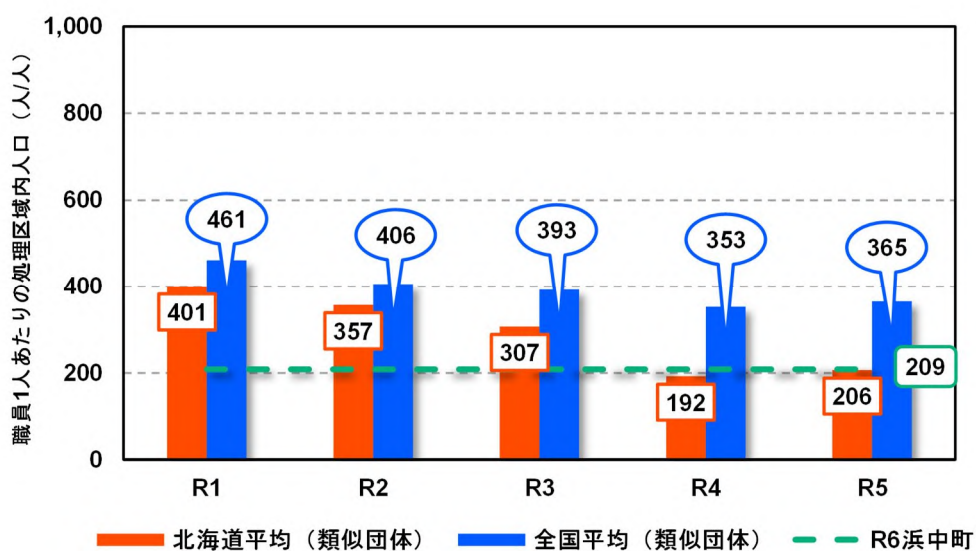


図 2.28 職員 1 人当たりの処理区域内人口（漁集）

4) 財政状態の健全性

①総収支比率及び経常収支比率

総収支比率とは総収益と総費用の比率を表した指標で、100%未満であると総収支が赤字であることを示します。また、経常収支比率とは、経常収益を経常費用で除した値としています。総収支比率を見ると北海道及び全国類似団体は各年 100%を超過しており、本町においても同様に黒字状態となっています。また、経常収支比率については、近年北海道及び全国類似団体は 100%を下回る傾向となっていますが、本町は 100%を上回り健全な状態です。現在は健全な経営状態を保っていますが、今後赤字になった場合は資金ショート懸念があります。このため、収入確保のための施策検討に加えて、財源や経営状況を踏まえた投資計画の策定などが重要になってきます。

$$\text{総収支比率}(\%) = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$$

$$\text{経常収支比率}(\%) = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

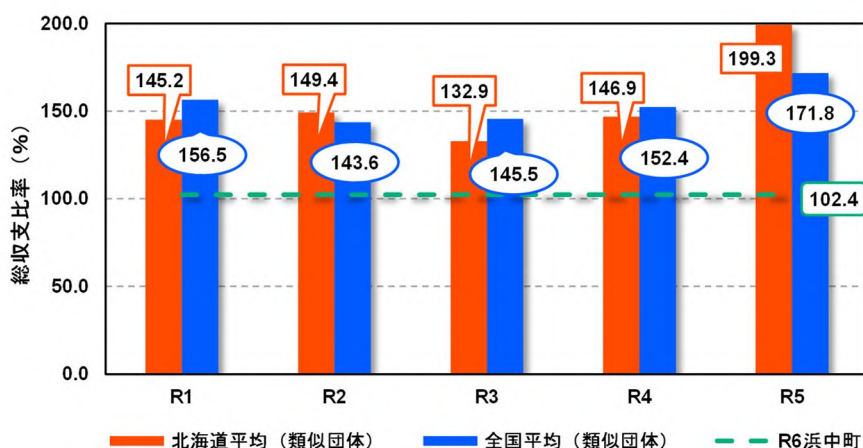


図 2.29 総収支比率（漁集）

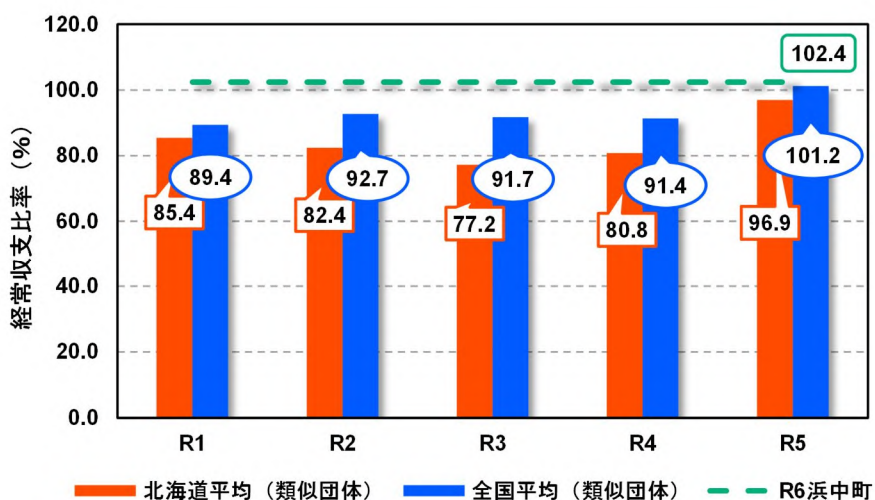


図 2.30 経常収支比率（漁集）

②処理区域内人口 1 人当たり地方債残高

本町が借り入れた地方債の残高を、処理区域内人口 1 人当たりどれだけ負担しているかを示す指標です。本町では、北海道及び全国類似平均と同程度の水準を維持しています。

$$\text{処理区域内人口 1 人当たり地方債残高(千円/人)} = \frac{\text{地方債現在高}}{\text{現在処理区域内人口}}$$

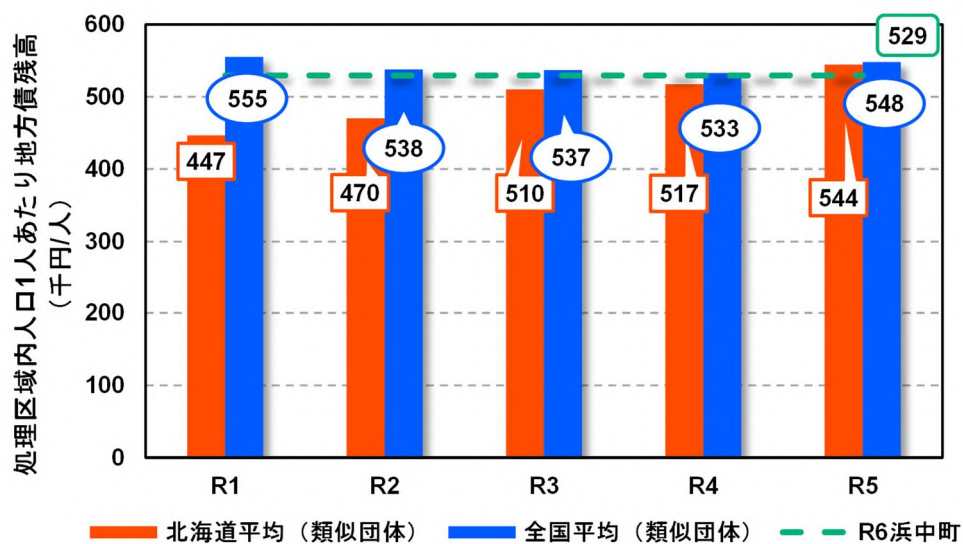


図 2.31 処理区域内人口 1 人当たり地方債残高（漁集）

5) 事業の課題及び対策（漁集）

以上の漁集の現状を踏まえて、事業が抱える課題と対応策を整理すると以下のとおりです。ただし、以下に示す課題については、経営戦略策定期間である令和 17 年度までに完全に解決できる内容ではありません。このため、令和 17 年度以降も引き続き、下記の課題及び各年での需要を把握するとともに継続して対応を実施していく方針です。

課題：低水準の経費回収率（経営の効率性）

- ・ 污水处理費の増加

対応策：使用料の見直し、適正な建設投資

課題：点検・調査及び修繕・改築に係る費用の増加（施設の効率性）

- ・ 耐用年数を迎える資産の増加

対応策：使用料の見直し、
ストックマネジメント計画に基づく計画的な改築更新

2.1.4 その他下水道等事業の現状

a) 下水道使用料料金体系

本町では、水道使用量≒下水道使用料として料金を算定しています。なお、3事業（特環・農集・漁集）すべて同一料金設定となっています。

表 2.4 浜中町における下水道使用料料金体系

水道使用量	金額	超過料金
基本料金 8 m ³ まで	1,540円	1 m ³ 増す毎に198円

出典：浜中町 HP

b) 組織の状況

本町の下水道係は令和7年4月1日現在2人で、業務は下水道等事業すべて（特環・農集・漁集）に当たってる状況です。

また、令和7年度現在の上下水道系の機構は図 2.32 のとおりです。

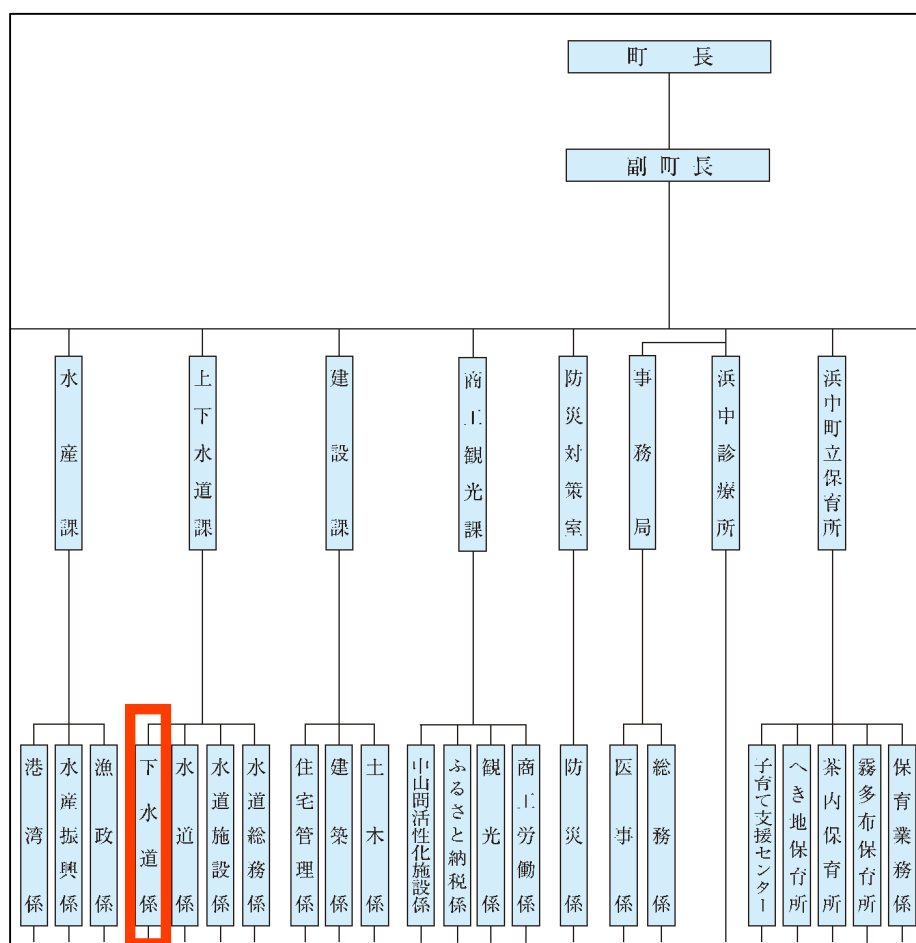


図 2.32 浜中町機構図一部抜粋（赤：下水道係）

出典：令和7年度浜中町機構図より

c) 民間活力の活用状況

「3.2.3 維持管理費（固定費）の設定」に後述するとおり、下水処理施設の維持管理業務や管渠清掃業務等を民間業者に委託しています。

d) 広域化・共同化・最適化の状況

浜中町では、汚水処理共同整備事業（MICS 事業；現在の下水道広域化推進総合事業）により、農集地区、漁集地区の各汚水処理施設から発生する濃縮汚泥を、特環地区の霧多布クリーンセンターにて集約し処理をしています。

2.2 基本方針と基本目標

2.2.1 基本方針と基本目標の設定

a) 基本方針の設定

1) 第6期浜中町まちづくり総合計画

令和元年度に策定した「第6期浜中町まちづくり総合計画」より、本町のまちづくりのテーマ（将来像）として「笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか」と定められています。この将来像を実現するために、まちづくりの基本目標として以下の6つの施策の柱を設定しています。

基本目標1：産業の垣根を越えて、みんなで築きあげる活力あるまちづくり

基本目標2：自然を守り未来につながる住みよいまちづくり

基本目標3：災害に強く町民によりそったまちづくり

基本目標4：子どもから大人まで安心して暮らせる未来のまちづくり

基本目標5：豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し続ける人づくり

基本目標6：地域とともに歩む創意に満ちたまちづくり

上記目標のうち、下水道等事業は基本目標2に位置づけられています。このため、本経営戦略においては上位計画である総合計画の内容に基づき、下水道等事業を将来にわたって安定的に継続していくために、基本方針として【自然を守り未来につながる住みよいまちづくり】の実現を目指します。

2) 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 年 9 月に国連サミットにおいて、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分なものとして調和させ、だれ一人取り残すことなく統合的な取組み「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

2030 アジェンダは、先進国を含むすべての国に適用される国際目標で、その中核となる「持続可能な開発目標 (SDGs)」、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。日本においても平成 28 年 12 月に「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」を決定し、令和元年 12 月に一部が改定され、一層本格的な行動を加速・拡大し、国内外において SDGs の実現に取り組んでいくとしています。

この実施指針には、全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組みを推進することが不可欠であり、地方自治体の各種計画等の策定や改訂にあたっては SDGs の要素を最大限反映することが記載されています。

このため本計画においても、関連する SDGs を明確にし、目標の達成に貢献していきます。



b) 基本目標の設定

以上を踏まえて、基本方針である【自然を守り未来につながる住みよいまちづくり】を実現するために、3つのキーワード「安全・強靱・持続」を基に、次頁に示す3つの基本目標及び関連するSDGsを設定して事業に取り組めます。また前述のとおり下水道等事業を持続的・安定的に継続するためには、「投資計画」及び「財政計画」を均衡させることが重要になります。

1. 安全：下水の適正処理・下水道施設の整備

生活環境の改善及び公共用水域の保全のためには、下水道施設を整備し、適正に下水処理を行っていくことが重要となります。



2. 強靱：施設の老朽化対策・強靱化

住民が安全に生活するためには、下水処理施設の安定した稼働が必須となります。このため、施設の老朽化を効率的に対策し、強靱な施設を構築する必要があります。

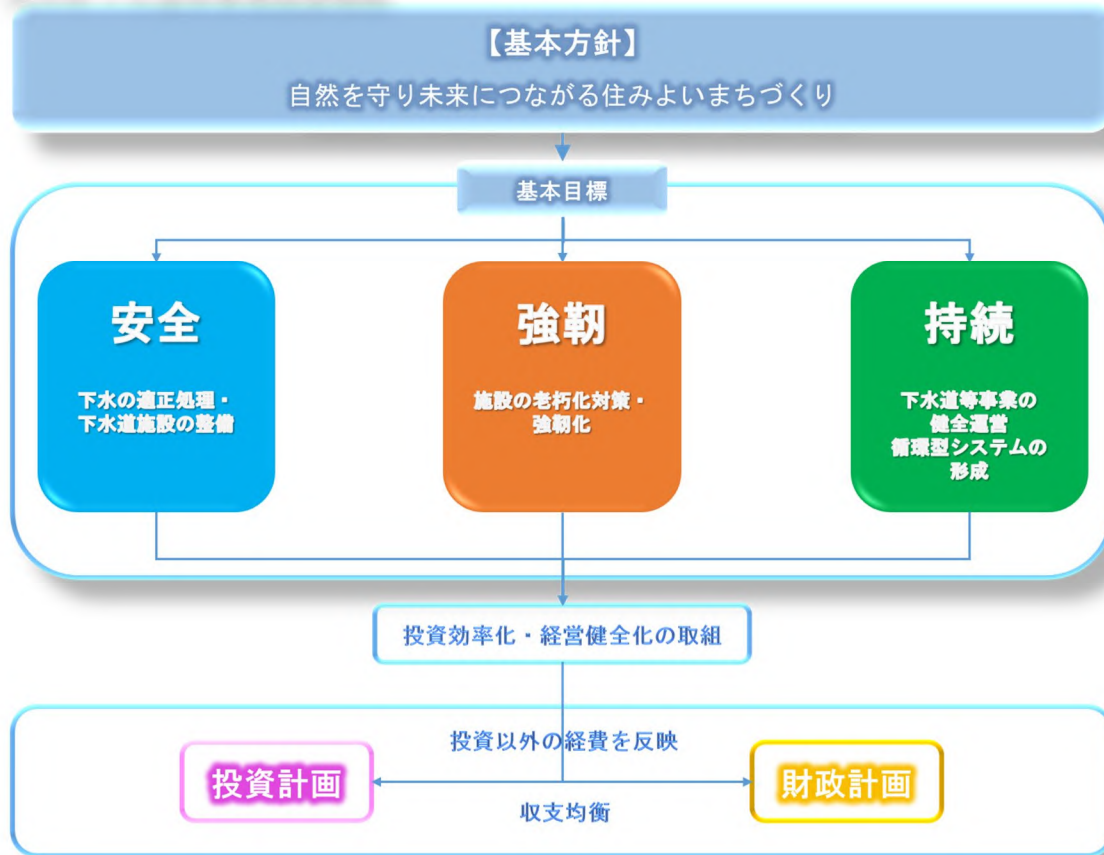


3. 持続：下水道等事業の健全運営

下水道等事業運営の健全化は、地域住民の安心感の創出につながります。このため、将来にわたって下水道等事業の安定性を確保することが求められます。本町ではゼロカーボンシティ宣言をしており、下水道資源の有効活用や脱炭素化に向けた施策等の取組みを推進していきます。



浜中町下水道等事業経営戦略



【基本方針】

自然を守り未来につながる住みよいまちづくり

課題

有収率の低下

低水準の経費回収率
および経常収支比率

点検・調査及び
修繕・改築に係る
費用の増加

災害に対する
下水道施設の脆弱性

基本目標

安全

強靱

持続

取り組み項目

継続目標：継続的に達成

短期目標：5年以内

中期目標：10年以内

長期目標：10年以上

(1) 維持管理	継続目標	適正管理による生活環境の保全継続
(2) 人材の育成	継続目標	下水道技術研修

(1) 老朽化対策 ストックマネジメント計画（特環） 最適整備構想（農集） 機能保全計画（漁集）	継続目標	左記計画に基づく事業費の平準化
	短期目標	優先順位に基づく点検調査の実施
	中期目標	優先順位及び老朽度に基づく修繕改築の実施
(2) 耐震化 上下水道耐震化計画	短期目標	左記計画に基づく管きょの耐震化

(1) 有収率の向上	中期目標	計画的な管路の修繕改築の実施
(2) 財務状況の把握と健全運営	中期目標	経費回収率・経常収支比率の向上
(3) サステナブルな社会の形成	長期目標	下水汚泥バイオマスの利用拡大
(4) 脱炭素化	長期目標	下水処理施設におけるCO ₂ 排出の抑制

2.2.2 下水の適正処理…安全

a) 維持管理

本町における下水処理場は3施設あり（特環：霧多布クリーンセンター、農集：茶内クリーンセンター、漁集：散布クリーンセンター）、これに加えて3事業合わせて約68km（特環：約48km、農集：約13km、漁集：約7km）の管路という膨大な施設規模となっています。適正に管理を行うことで、継続して生活環境を保全することに努めます。

b) 人材の育成

全国的に下水道に従事する職員が減少しており、効率的な事業運営が求められています。本町においても下水道職員が減少しており、一人当たりの求められる業務処理量が増加しています。これによりサービス品質の低下が懸念されることから、より一層下水道に関する研修に積極的に参加することで、技術力の研鑽^{きん}に取り組んでいきます。

2.2.3 施設の老朽化対策・強靱化…強靱

本町の下水道施設を将来にわたって維持していくために、以下対策を実施します。

a) 老朽化対策

老朽化対策として、設備の更新計画（ストックマネジメント計画、最適整備構想、機能保全計画）を基に投資額の平準化を目指します。今後は、優先順位に基づいて点検調査を実施し、設備の劣化や異常を早期発見することで、修理等対処の迅速化につなげます。また、改築対象資産については、適宜改築工事を進めていきます。

b) 耐震化

地震対策として、浜中町上下水道耐震化計画に基づき管きよの耐震化を進めます。

2.2.4 下水道等事業の健全運営…持続

a) 有収率の向上

老朽化した管路について随時修繕改築を実施していき、有収率の向上を図ります。

b) 財務状況の把握と健全運営

本町の経費回収率は 100%を下回っており、今後人口減少に伴い使用料収入が減少していくと予想されるため、さらに低下していくと考えられます。今回経営戦略では、経費回収率を向上させて、下水道等事業の健全化を目指します。

また、図 2.33 のとおり本町の一般会計について、近年経常収支比率が 100%を下回り赤字状態となっています。この中で、繰出金の内訳として下水道等事業が約半分を占めている状況です。このため、下水道等事業においては、一般会計からの繰入金を可能な限り縮減して、町全体の経営状況も考慮した財政計画の設定をします。

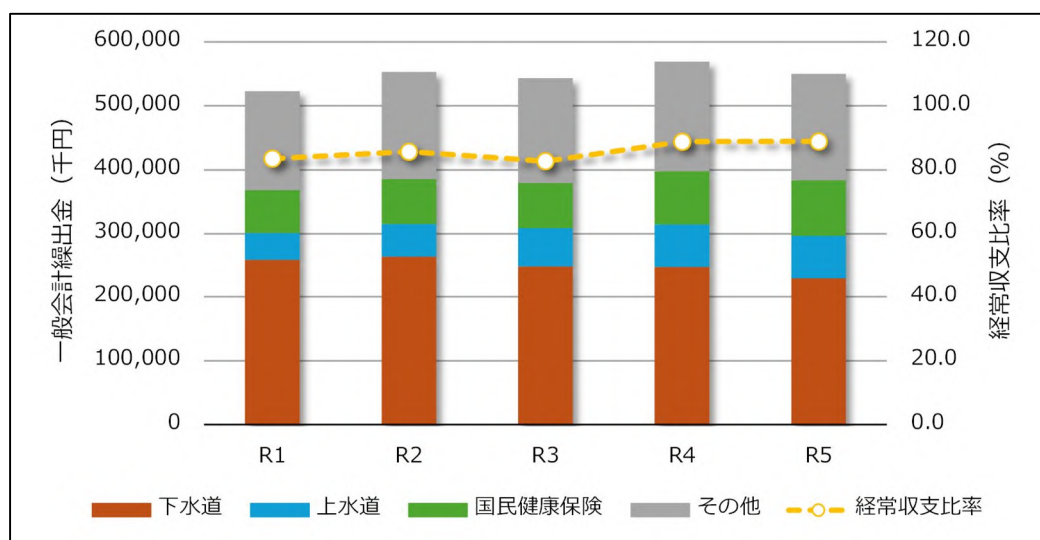


図 2.33 浜中町一般会計の繰出し状況及び経常収支比率

出典：浜中町決算カード

c) サステナブルな社会の形成

前述のとおり、近年 SDGs をはじめとして、環境に配慮した考え方や取組みが世間一般に浸透しつつあり、下水道施設においても、資源循環型社会の構築に向けてその一翼を担うことが期待されます。

国土交通省では下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた関係者の役割と取組の方向性が整理されています。令和 4 年 12 月 27 日の食料安全保障強化政策大綱決定によると、2030 年までに堆肥・下水汚泥資源の使用量を倍増し、肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を 40%とする目標が設けられています。そのうえで下水道等事業者の役割として、「安全安心かつ肥料製造業者や農業者のニーズに応じた品質の肥料原料の供給に取組む」ことが設定されています。

本町では現在、集落排水処理施設にて発生した汚泥を、下水道とともに霧多布クリーンセンターにて集約処理（濃縮・脱水）を行っています。脱水汚泥については、浜中町廃棄物最終処分場において埋立処分しています。ここで、令和 4 年 9 月に策定された「浜中町バイオマス産業都市構想」では、下水汚泥に関するバイオマス利用目標として、BGP（個別型バイオガスプラント）によるメタン発酵処理を検討することとしています。このため今後は、循環型の社会づくりの一環として、埋立処分に代わる汚泥の新たなエネルギー活用についても検討していきます。

表 2.5 本町におけるバイオマス利用目標

種類	バイオマス	利用目標
廃棄物系 バイオマス	全般	・現在、大部分の家畜ふん尿が堆肥として利用されていますが、エネルギー、有機肥料としての有効利用、地域脱炭素化の実現、労働環境改善及び環境保全の観点から、乳用牛ふん尿については、BGP 処理を促進します。
	家畜ふん尿物	・今後、集中型 BGP・2 基により約 134,311t/年(搾乳牛換算 5,699 頭)の乳用牛ふん尿を処理する計画です。これは町内乳用牛ふん尿賦存量の約 30%に相当します。
	水産廃棄物	・令和 2 年度は漁業系廃棄物 6t、水産加工残渣 62t が埋立または焼却処理されており、資源として利用されていません。今後、貝殻以外は BGP によるメタン発酵処理を検討します。
	汚泥	・令和 2 年度は、下水汚泥及び浄化槽汚泥を合わせ 1,423t が埋立処分されており、資源として利用されていません。今後、BGP によるメタン発酵処理を検討します。
	食品残渣	・乳製品加工場の残渣は家畜飼料、堆肥化及びバイオガス原料として活用されていることから、現在の利用方法を継続します。 ・家庭系生ゴミ及び事業系厨芥類は焼却処理されていることから、BGP 原料としての利用可能性を検討します。
木質系 バイオマス	全般	・現在の利用方法を継続するとともに、町内での利用率の向上を検討します。
	森林系	・林地残材、切捨間伐材ともに集荷・運搬コストが課題であり、現時点では利用計画を策定していません。
	農業系	・有効に再資源化し活用されていることから、現在の利用を継続し利用率 100%を維持します。
	製材系 廃材系	・畜産の敷料、及びチップ・薪としての資源利用を継続することにより、利用率 100%を維持します。

出典：浜中町バイオマス産業都市構想（令和 4 年 9 月、北海道浜中町）

d) 脱炭素化

本町では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「浜中町地球温暖化対策実行計画 令和2年度～令和12年度」を策定し、公共施設における温室効果ガス排出量の削減目標や削減に向けた取組を定めています。表2.6のとおり下水道系の施設も対象であり、下水道等事業については終末処理場等の処理施設が対象となっています。また、令和4年度に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする目標に向けて更なる取組を推進するため、「ゼロカーボンシティ宣言」を表明したところです。

本町の下水道施設においては、前述のBGPによるメタン発酵処理に加えて、脱炭素技術の動向調査・導入検討を推進していきます。

表 2.6 浜中町地球温暖化対策実行計画の対象とする施設一部抜粋（赤：下水道係）

	港湾係	霧多布港
建設課	住宅管理係	榊町会館 茶内第一住民センター 円朱別会館 西円朱別農民研修センター 湯沸母と子の家 仲の浜福祉館 琵琶瀬住民センター 春婦別福祉館 茶内第三母と子の家 水取場地区会館 熊牛地区コミュニティセンター 渡散布住民センター 厚陽地区会館 新川会館 共和会館 藻散布会館 霧多布中央地区コミュニティセンター 奔幌戸ふれあい館 新会館 丸山散布地区コミュニティセンター 貴人会館 浜中東南集会所 茶内コミュニティセンター 浜中農村環境改善センター 姉別農村環境改善センター 漁村センター
	土木係	道路及び道路付帯設備
上下水道課	水道総務係	西円朱別浄水場
	水道施設係	西円朱別新浄水場
	下水道係	霧多布クリーンセンター 茶内クリーンセンター 散布クリーンセンター
浜中支所	戸籍住民係	浜中支所
茶内支所	戸籍住民係	茶内支所
教育委員会管理課	総務係	霧多布小学校 散布小中学校 浜中小学校 茶内小学校

出典：浜中町地球温暖化対策実行計画 令和2年度～令和12年度（北海道浜中町）

第3章．浜中町下水道等事業経営戦略

3.1 投資計画

投資計画では、大別して、①管きょ工事、②土木・建築工事、③機械・電気工事、④その他（計画等）を見込んでいます。なお、事業区分として以下のとおり設定しています。

- ・「補助」…国庫補助金交付金対象事業
- ・「単独」…交付対象外の起債対象事業
- ・「純単」…起債対象外事業（単独費のみ）

①：管きょ工事

特環では、汚水管の改築を定期的に見込んでいます。現状、本町では W-PPP 導入予定はないため、令和 9 年度以降の汚水管改築及び調査については「単独」として見込んでいます。ただし、上下水道耐震化計画に基づいた管きょの耐震化工事（R9～R11）については「補助」として見込んでいます。

農集では、最適整備構想に基づいて設定しており、管路改築工事に加えてマンホールポンプ所の改築工事も予定しています。

漁集では、管きょの耐用年数 50 年に対して整備後経過年数が 20 年程度となるため、計画期間内の改築工事は見込んでいません。

②：土木・建築工事

特環にて、建築工事として建具や防水の改築を想定しています。

③：機械・電気工事

特環では、ストックマネジメント計画に基づいて改築を実施していきます。直近では、ポンプ等機械設備工事や、水処理コントロールセンタ等の電気設備工事を予定しています。

農集では、最適整備構想に基づき毎年 3 千万円程度の工事を見込んでいます。曝気装置やポンプ、計装設備の更新を予定しています。

漁集では、機能保全計画に基づき毎年 5 千万円程度の工事を見込んでいます。曝気装置やポンプ、動力制御盤や計装設備の更新を予定しています。

また、令和 8 年度から令和 9 年度にかけて、各事業にて処理場内の LED 化工事を予定しています。

④：その他（計画等）

下水道全体計画及び事業計画や経営戦略、ストックマネジメント計画の策定・改定を定期的を設定しています。また、台帳電算化業務を毎年見込んでいます。

表 3.1 投資計画（特環）

（単位：千円）

施設区分	項目	種別	排除 区分	区分 ※	事業 区分	事業内容	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	
							R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	
管きよ	ストックマネジメント計画等に基づいた施設の改築・更新 (老朽化対策)	委託料	汚水	3条	補助	点検調査(管ロカメラ、TVカメラ等)※～R8補助	8,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		委託料	汚水	3条	単独	点検調査(管ロカメラ、TVカメラ等)※R9～単独	0	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		工事費	汚水	4条	単独	管路改築工事※R9～単独	0	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	耐震化計画に基づいた改築	委託料	汚水	3条	補助	耐震診断	0	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		委託料	汚水	4条	補助	実施設計	0	0	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0
		工事費	汚水	4条	補助	管路改築工事	0	0	0	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
処理場 (土木・建築)	ストックマネジメント計画等に基づいた施設の改築・更新 (老朽化対策)	委託料	汚水	4条	補助	実施設計	0	0	0	10,000	0	0	0	0	10,000	0	
		工事費	汚水	4条	補助	土木工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		工事費	汚水	4条	補助	建築工事	0	0	0	0	0	0	20,000	0	0	0	
		処理場 (機械・電気)	委託料	汚水	4条	補助	実施設計	0	0	0	10,000	0	0	0	0	10,000	0
工事費			汚水	4条	純単	LED化工事	0	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
工事費			汚水	4条	補助	その他機械設備工事	8,000	21,000	17,000	20,000	20,000	20,000	10,000	20,000	20,000	20,000	
工事費		汚水	4条	補助	その他電気設備工事	60,000	0	0	20,000	20,000	20,000	10,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
その他	下水道事業計画等	委託料	汚水	3条	補助	公共下水道事業計画・全体計画変更	0	0	0	0	10,000	0	0	0	0	5,000	
		委託料	汚水	3条	補助	ストックマネジメント計画(管路、処理場等)	0	0	20,000	0	0	0	0	20,000	0	0	
		委託料	汚水	3条	純単	台帳電算化	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	
		委託料	汚水	3条	補助	ビジョン、経営戦略改定	0	0	0	0	5,000	0	0	0	0	8,000	
計		3条				8,800	17,800	22,800	2,800	17,800	2,800	2,800	22,800	2,800	15,800		
		4条				68,000	42,000	38,000	96,000	76,000	76,000	76,000	76,000	96,000	76,000		
		合計				76,800	59,800	60,800	98,800	93,800	78,800	78,800	98,800	98,800	91,800		
総事業費		合計				76,800	59,800	60,800	98,800	93,800	78,800	78,800	98,800	98,800	91,800		
企業債						27,200	14,100	19,250	44,200	35,200	35,200	36,200	35,200	44,200	35,200		
補助金						41,400	19,050	26,850	47,000	44,500	37,000	36,000	47,000	47,000	43,500		
内部留保資金						8,200	26,650	14,700	7,600	14,100	6,600	6,600	16,600	7,600	13,100		

表 3.2 投資計画（農集）

（単位：千円）

施設区分	項目	種別	排除 区分	区分 ※	事業 区分	事業内容	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
							R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
管きょ	最適整備構想等に 基づいた施設の改築・更新 (老朽化対策)	委託料	汚水	3条	単独	点検調査(管口カメラ、TVカメラ等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		委託料	汚水	4条	補助	実施設計(管路)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000
		委託料	汚水	4条	補助	実施設計(中継ポンプ施設)	0	0	0	3,000	0	0	0	0	0	0
		工事費	汚水	4条	補助	管路改築工事	0	0	0	0	0	238	0	204	0	0
		工事費	汚水	4条	補助	中継ポンプ施設改築工事	0	0	0	0	12,217	5,339	531	0	0	0
処理場 (土木・建築)	最適整備構想等に 基づいた施設の改築・更新 (老朽化対策)	委託料	汚水	4条	補助	実施設計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工事費		汚水	4条	補助	土工工事	0	0	0	0	0	0	0	0	660	0	
委託料		汚水	4条	補助	実施設計	0	0	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
工事費		汚水	4条	純単	LED化工事	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
工事費		汚水	4条	補助	その他機械電気設備工事	0	0	47,676	40,860	28,447	35,297	39,851	39,854	39,669	40,246	
その他	計画策定等	委託料	汚水	3条	補助	計画策定等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計				3条			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				4条			5,000	0	57,676	53,860	50,664	50,874	50,382	50,058	50,329	53,246
				合計			5,000	0	57,676	53,860	50,664	50,874	50,382	50,058	50,329	53,246
総事業費				合計			5,000	0	57,676	53,860	50,664	50,874	50,382	50,058	50,329	53,246
企業債							0	0	25,954	24,237	22,799	22,893	22,672	22,526	22,648	23,961
補助金							0	0	28,838	26,930	25,332	25,437	25,191	25,029	25,165	26,623
内部留保資金							5,000	0	2,884	2,693	2,533	2,544	2,519	2,503	2,517	2,662

表 3.3 投資計画（漁集）

（単位：千円）

施設区分	項目	種別	排除区分	区分※	事業区分	事業内容	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
							R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
管きよ	機能保全計画等に基づいた施設の改築・更新（老朽化対策）	委託料	汚水	3条	単独	点検調査（管ロカメラ、TVカメラ等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		委託料	汚水	4条	補助	実施設計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		工事費	汚水	4条	補助	管路改築工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処理場（土木・建築）	機能保全計画等に基づいた施設の改築・更新（老朽化対策）	委託料	汚水	4条	補助	実施設計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,000
		工事費	汚水	4条	補助	土工工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		委託料	汚水	4条	補助	実施設計	0	0	10,000	0	10,000	0	0	0	0	0
処理場（機械・電気）	機能保全計画等に基づいた施設の改築・更新（老朽化対策）	委託料	汚水	4条	補助	実施設計	0	0	10,000	0	10,000	0	0	0	0	0
		工事費	汚水	4条	純単	LED化工事	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		工事費	汚水	4条	補助	その他機械電気設備工事	119,250	5,250	34,620	63,630	24,000	42,525	0	0	0	0
その他	計画策定等	委託料	汚水	3条	補助	計画策定等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計				3条			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				4条			124,250	5,250	44,620	63,630	34,000	42,525	0	0	0	10,000
				合計			124,250	5,250	44,620	63,630	34,000	42,525	0	0	0	10,000
総事業費				合計			124,250	5,250	44,620	63,630	34,000	42,525	0	0	0	10,000
企業債							53,663	2,363	20,079	28,634	15,300	19,136	0	0	0	4,500
補助金							59,625	2,625	22,310	31,815	17,000	21,263	0	0	0	5,000
内部留保資金							10,962	262	2,231	3,181	1,700	2,127	0	0	0	500

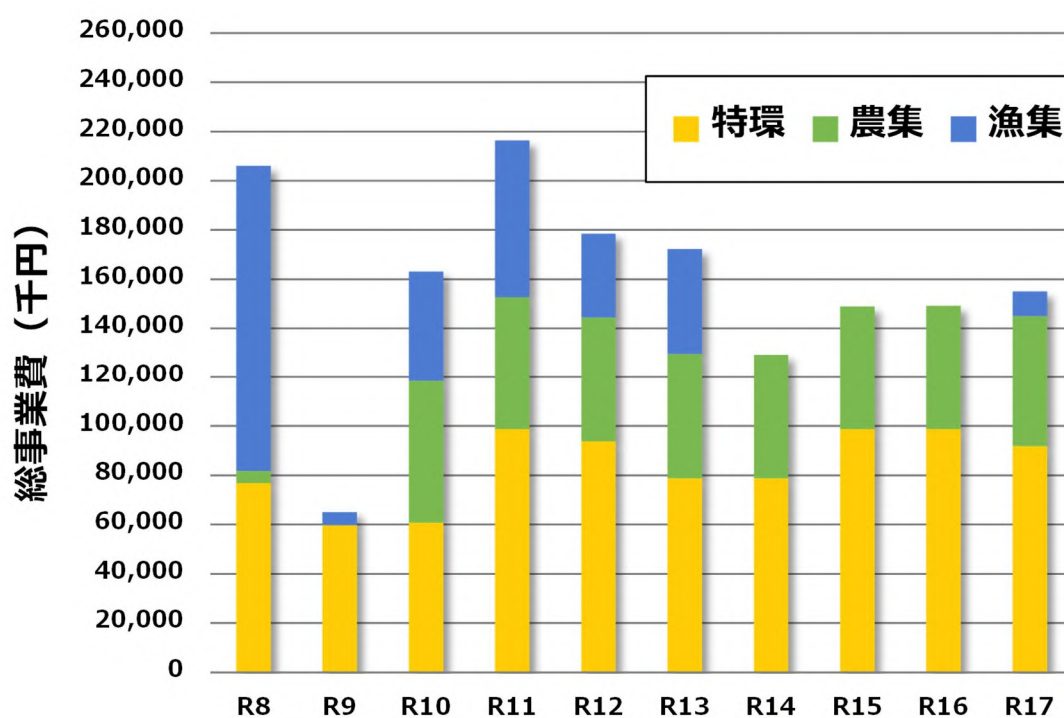


図 3.1 投資計画概算事業費 10 年予測

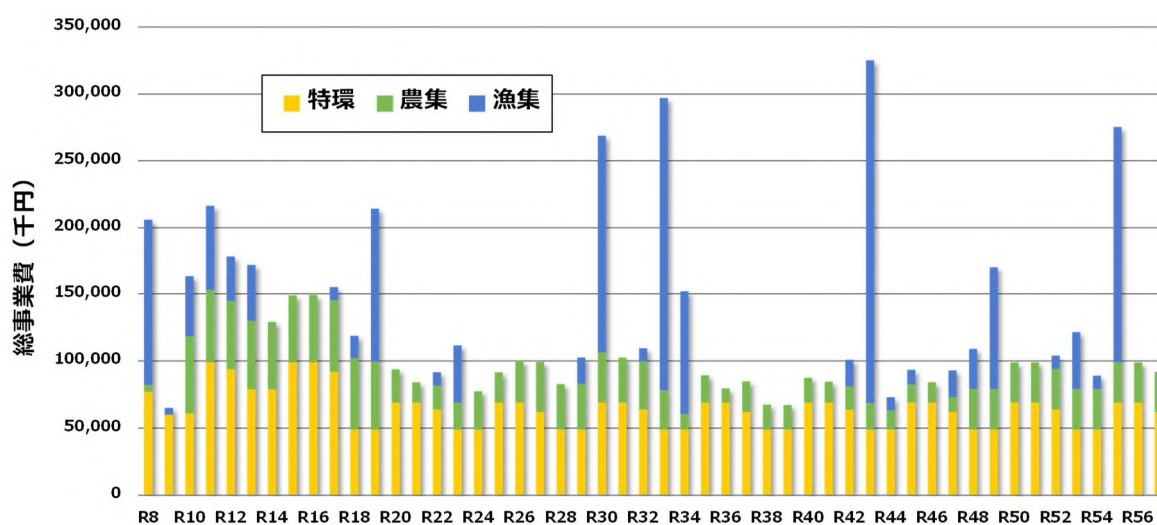


図 3.2 投資計画概算事業費 50 年予測

3.2 財政計画算定条件

3.2.1 下水道使用料収入の将来推計

各事業における処理区域内人口と年間有収水量の推移予測を図 3.3 に示します。なお、本予測の推計条件は、以下のとおりとしています。処理区域内人口の減少に伴い有収水量は減少し、使用料収入も大幅に減少していくと予想されます。

その他の詳細な試算条件については後述します。また、令和 7 年度については、予算をもとに設定しました。

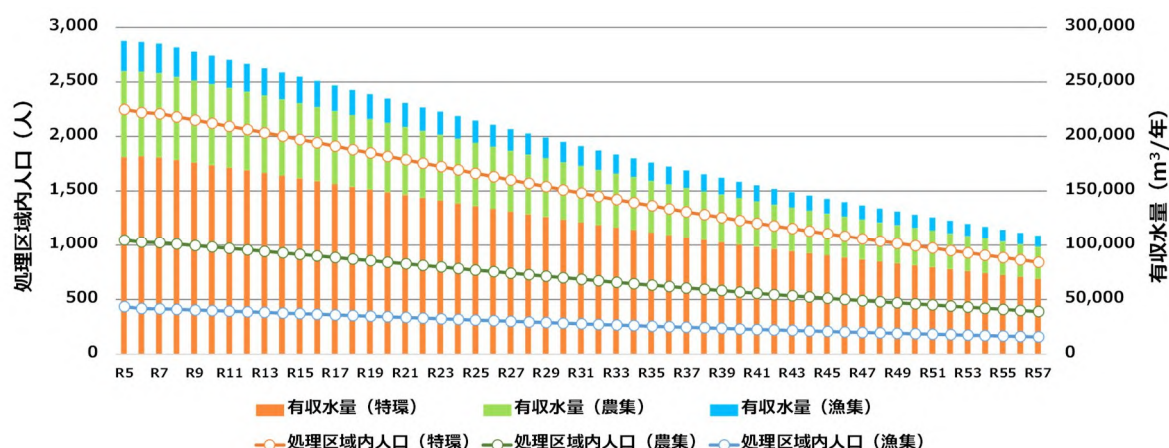


図 3.3 処理区域内人口と年間有収水量の推移予測

・行政人口：

浜中町人口ビジョンに基づき推移させています。なお、人口ビジョンにて推計値が算定されていない年度については、線形補間により人口設定しています。

・有収水量原単位：

令和 6 年度における有収水量と水洗化人口の実績から、1 人当たりの年間排水量を原単位として設定しています。

・普及率：

令和 6 年度における実績値を一定として推移させています。

・処理区域内人口：

行政人口に普及率を乗じて算出しています。

・水洗化率：

令和 6 年度における実績値を一定として推移させています。

・水洗化人口：

処理区域内人口に水洗化率を乗じて算出しています。

・年間有収水量：

水洗化人口に有収水量原単位を乗じて算出しています。

・使用料収入：

有収水量に使用料単価を乗じて推移させています。

・有収率：

令和 6 年度における汚水処理水量と有収水量との比率を一定として推移させています。

・汚水処理水量：

有収水量と有収率から汚水処理水量を算出しています。

3.2.2 一般会計基準内繰入金の将来推計

一般会計からの基準内繰入金は、各項目以下のとおり推計しました。なお、以降の財政シミュレーションにおいて、基準内繰入金をもってしても収支均衡が図れない場合、基準外繰入金を別途見込むこととしています。

一般会計繰入金項目		設定基準
3 条	分流式下水道等に要する経費	充当可能額全額を見込む。
	不明水の処理に要する経費	過去 5 か年（R2～R6）の平均値を推移させる。
	高資本費対策経費	充当可能額全額を見込む。 ※供用開始後 30 年未満の事業が対象となるため、 以下期限まで見込む。 特環：～R10 農集：～R14 漁集：～R18
	地方公営企業法の適用に要する経費	当年度元利償還金相当額を見込む。
4 条	なし	

3.2.3 維持管理費（固定費）の設定

下水道等事業において固定費として計上すべき毎年発生する維持管理費として、管きょ清掃費及び処理場委託料について、将来推計において別途計上することとしました。なお、汚泥運搬費については、将来の汚泥量変動予測に基づき算出し、別途委託料に計上する方針としました。また、各費用については、下記の「3.2.4 単価上昇の考慮」に基づいて単価上昇を見込んでいます。

なお、現在処理場では民間委託していますが、さらに委託範囲を拡大したウォーターPPP※の導入等についても必要に応じて検討予定です。

※維持管理等の民間委託に加えて、更新事業等も一体的にマネジメントする官民連携の方式（用語集参照）

3.2.4 単価上昇の考慮

人件費上昇、物価上昇は過去 10 か年の実績（表 3.4）をもとに設定しました。なお、単価上昇については、複利方式で見込むこととしています。

表 3.4 各種指標の実績推移

年度	人事院 勧告※1 (%)	消費者 物価指数※2 (一)
2013年度末	0.00	94.5
2014年度末	0.27	97.4
2015年度末	0.36	97.9
2016年度末	0.17	97.8
2017年度末	0.15	98.4
2018年度末	0.16	99.5
2019年度末	0.10	100.0
2020年度末	0.00	100.0
2021年度末	0.00	100.0
2022年度末	0.23	102.7
2023年度末	0.96	106.0
2024年度末	2.76	109.0

※1 資料：人事院「給与勧告の骨子」（月例給勧告率）、令和 5 年度以降は「人事院勧告・報告の概要」

※2 資料：総務省「消費者物価指数年報」（2020 基準）、「小都市 B・町村-総合」の値を適用

1) 人件費上昇率

人事院「給与勧告の骨子（令和 5 年度以降は「人事院勧告・報告の概要」）」の月例給勧告率を人件費上昇率として使用します。今回計画期間を 10 年としていることから、直近 10 か年の平均値（0.49%）を適用して人件費の上昇を見込みます。

2) 物価上昇率

物価上昇率は、消費者物価指数（小都市 B・町村 - 総合、2020 年基準）をもとに設定します。今回計画期間を 10 年としていることから、直近 10 か年における前年度からの上昇分の平均値（1.1%）を適用して物価の上昇を見込みます。

3.2.5 その他財政計画算定条件

財政シミュレーションにおける収益的収支（3条）の推計根拠を表 3.5～表 3.6、資本的収支（4条）の推計根拠を表 3.5～表 3.8 に示します。

なお、特環・農集・漁集の各事業において、特段の記載がない限り各項目の算定条件は同様とします。

表 3.5 収益的収入（3条収入）算定方針

款	項	目	算定方針
下水道等事業収益			
	営業収益		
		下水道使用料	有収水量予測に使用料単価を乗じて算定する。 （「3.2.1 下水道使用料収入の将来推計」参照）
		受託事業収益	—
		その他営業収益	—
	営業外収益		
		他会計補助金	3条繰入金全額を見込む。 （「3.2.2 一般会計基準内繰入金の将来推計」に基づき算出）
		その他補助金	投資計画における3条補助事業に基づき計上する。
		長期前受金戻入	既存分は本町の将来計画値を採用する。 新規分は投資計画に基づき算定する。
		その他営業外収益	R7における予算値を見込む。

表 3.6 収益的支出（3 条支出）算定方針

款	項	目	算定方針
下水道等事業費用			
	営業費用	職員給与費	
		基本給	R6 実績値に単価上昇率(0.49%/年)を見込んで推移させる。 (※人事院勧告(「3.2.4 単価上昇の考慮」参照))
		退職給付費	—
		その他	R6 実績値に単価上昇率(0.49%/年)を見込んで推移させる。 (※人事院勧告(「3.2.4 単価上昇の考慮」参照))
		経費	
		動力費	動力費単価(単価上昇 1.1%/年見込む)を設定したうえで、処理 水量見合いで動力費用を算定。 (※消費者物価指数(「3.2.4 単価上昇の考慮」参照))
		修繕費	R6 実績値に単価上昇率(1.1%/年)を見込んだ額と、当年の工 事請負費(3 条)との和。 (※消費者物価指数(「3.2.4 単価上昇の考慮」参照))
		材料費	R6 実績値に単価上昇率(1.1%/年)を見込んで推移させる。 (※消費者物価指数(「3.2.4 単価上昇の考慮」参照))
		委託費	固定費(「3.2.3 維持管理費(固定費)の設定」参照)に単価上 昇率(1.1%/年)を見込んだ額と、投資計画より算定した調査・設 計等委託費との和。 (※消費者物価指数(「3.2.4 単価上昇の考慮」参照))
		その他	主に光熱費や通信運搬費のため、R6 実績値に単価上昇率 (1.1%/年)を見込んで推移させる。 (※消費者物価指数(「3.2.4 単価上昇の考慮」参照))
		減価償却費	既存分は本町の将来計画値を採用する。 新規分は投資計画に基づき算定する。
	営業外費用	支払利息	既存分は償還計画値を採用する。 新規分は投資計画に基づき算定する。
		その他	R7 における予算値を見込む。

表 3.7 資本的収入（4 条収入）算定方針

款	項	目	算定方針
資本的収入			
	企業債		投資計画に基づき算定する。
		うち資本的平準化債	発行可能額全額を見込む。
	他会計出資金		—
	他会計補助金		—
	他会計負担金		—
	他会計借入金		—
	国(都道府県)補助金		投資計画に基づき国費充当率から算定する。 ※国費充当率は各事業以下のように設定する。 ・特環:処理場(高率)工事→55% 管きよ及び処理場(低率)工事→50% ・農集:各工事→50% ・漁集:各工事→50%
	固定資産売却代金		—
	工事負担金		R7 予算値(分担金)が 10 年間で 0 となるように単調減少させる。
	その他		—

表 3.8 資本的支出（４条支出）算定方針

款	項	目	算定方針
資本的支出			
	建設改良費		投資計画に基づき算定する。
		うち職員給与費	—
	企業債償還金		既存分は償還計画値を採用する。 新規分は投資計画に基づき算定する。 ※新規分の償還計画については、以下のとおり設定する。 ・償還年数(据置年数): 管きょ及び処理場(土建)工事 → 30年(6年) 処理場(機電)工事 → 10年(6年) 資本費平準化債 → 20年(6年) 過疎対策事業債(特環・農集) → 18年(6年) 辺地対策事業債(漁集) → 16年(4年) ・年利率: 管きょ及び処理場(土建)工事 → 2.100% 処理場(機電)工事 → 1.400% 資本費平準化債 → 1.800% 過疎対策事業債(特環・農集) → 1.700% 辺地対策事業債(漁集) → 1.600% (※次頁表 3.9 に示す、財政融資資金貸付金利設定値より設定する。)
	他会計長期借入返還金		—
	他会計への支出金		—
	その他		—

表 3.9 全期間固定金利貸付方式における利率表（半年賦元利均等償還）

3. 元利均等償還

(1) 半年賦、全期間固定金利貸付

据置期間 貸付期間	無	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
5年以内	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	
5年超 6年以内	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%
6年超 7年以内	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%
7年超 8年以内	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%
8年超 9年以内	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
9年超 10年以内	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%
10年超 11年以内	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%
11年超 12年以内	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%
12年超 13年以内	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.5%
13年超 14年以内	1.4%	1.4%	1.4%	1.5%	1.5%	1.5%
14年超 15年以内	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.6%
15年超 16年以内	1.5%	1.5%	1.5%	1.6%	1.6%	1.6%
16年超 17年以内	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%
17年超 18年以内	1.6%	1.6%	1.6%	1.7%	1.7%	1.7%
18年超 19年以内	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%
19年超 20年以内	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%	1.8%
20年超 21年以内	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%
21年超 22年以内	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%
22年超 23年以内	1.8%	1.8%	1.8%	1.9%	1.9%	1.9%
23年超 24年以内	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%
24年超 25年以内	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%
25年超 26年以内	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	2.0%	2.0%
26年超 27年以内	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
27年超 28年以内	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
28年超 29年以内	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.1%
29年超 30年以内	2.0%	2.0%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%
30年超 31年以内	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%
31年超 32年以内	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%
32年超 33年以内	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%
33年超 34年以内	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.2%	2.2%
34年超 35年以内	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%
35年超 36年以内	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%
36年超 37年以内	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%
37年超 38年以内	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%
38年超 39年以内	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%	2.3%
39年超 40年以内	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%

出典：財務省 HP

3.3 財政シミュレーション

3.3.1 財政目標

以上の投資計画及び財政計画算定条件をもって、財政シミュレーションを行います。

ここで、下水道使用料の改定なし・一般会計基準外繰入金なし（→SIM[※]①）とした場合、令和6年度に比べて経費回収率が低下するだけでなく、令和9年度に資金ショートするおそれがあります（参考資料参照）。このため、使用料改定や一般会計からの繰り入れによる資金調達が有効ではありますが、使用料改定は住民の皆様の負担となり、今後町財政がひっ迫する現状で繰入金の減少も想定されます。

このため、シミュレーションを行ううえで、以下の財政目標を立てました。これら目標達成に向けて、各種条件に基づき財政シミュレーションを行いました。

※SIM：シミュレーション

○財政目標

- ◇ 経 費 回 収 率：計画期間最終年令和17年度時点で上昇（令和6年度比）
- ◇ 経 常 収 支 比 率：100%以上を維持
- ◇ 基 準 外 繰 入 金：可能な限り縮減

3.3.2 財政シミュレーション条件

使用料の改定率や一般会計基準外繰入金の算入条件について、以下条件でシミュレーションしました。

SIM①：使用料改定無し、基準外繰入金ゼロ

SIM②：使用料改定あり、基準外繰入金ゼロ

SIM③：使用料改定あり、3条収支補填分のみ基準外繰入

3.3.3 財政シミュレーション結果

各シミュレーションにおける結果は表 3.10 のとおりとなりました。

SIM②にて、経費回収率向上には計画期間内に+25%の使用料改定が必要と試算されました。ただし、計画期間内に資金ショートが発生や経常収支比率の低下が見込まれ、下水道等経営が成り立たない状況となります。このため、SIM③により、基準外繰入金補填による黒字経営を目指したシミュレーションを行いました。これにより、計画期間内で経常収支比率を 100%以上に維持することができ、経営の健全化が図られます。なお、基準外繰入金については、令和 6 年度実績 (37,904 千円) と比較して約 6,000 千円の削減が見込まれる結果となりました。

今回経営戦略では、一般会計繰入金の縮減も含めた財政目標を達成可能な条件は SIM③であると判断し、これを今回経営戦略における採用シナリオとしました。なお、令和 12 年度に経営戦略見直しを行い、令和 16 年度の改定要否等について精査を行う予定とします。(各条件の詳細なシミュレーション結果は、参考資料に記載します)。

○採用シナリオ

- ◆ 使用料を、R11 に+25%
- ◆ 3 条収支不足分を、一般会計基準外繰入金で補填

なお、下水道使用料について、目安として概ね表 3.11 に示す値上げが見込まれます。

また、SIM③における収益的収支及び資本的収支は表 3.12・表 3.13 となります。

※なお、経費回収率を計画期間内で 100%にまで引き上げるためには+450%の改定が必要という試算になっています。現実的な改定率ではないため、今回経営戦略では不採用としています。

次節では、SIM③における今後の経営状況について分析します。

表 3.10 各シナリオのシミュレーション結果（令和 17 年度時点）

	SIM①	SIM②	SIM③（採用シナリオ）
シミュレーション概要	・使用料改定なし ・基準外繰入金なし	・経費回収率向上に向けた 使用料改定 （R11に＋25%） ・基準外繰入金なし	・経費回収率向上に向けた 使用料改定 （R11に＋25%） →3条黒字化に向けた 基準外補填
使用料改定	改定無し	改定あり	
基準外繰入	基準外無し		基準外あり
3条収支	3条赤字あり		3条赤字無し

評価項目	現状（R6）	目標	結果	判定	結果	判定	結果	判定
経費回収率（%）	22.6	R17に22.6%以上	18.2	×	22.7	◎	22.7	◎
経常収支比率（%）	101.9	100%以上を維持	R8以降100%未満	×	R8以降100%未満	×	100%以上を維持	◎
一般会計基準外繰入金（千円）	37,904	可能な限り縮減	0	◎	0	◎	3条補填必要分のみ繰入	○
内部留保資金残高（千円）	64,200		R9～資金ショート	×	R9～R17資金ショート	×	299,476	◎
住民負担			なし	◎	負担あり	△	負担あり	△

（◎：望ましい、○：やや望ましい、△：やや望ましくない、□：望ましくない、×：容認できない）

表 3.11 採用シナリオにおける目安の下水道使用料表

種別		下水道使用量（＝水道使用量とする）	現行	R11
税込	基本料金	8m ³ （1か月）	1,540円	1,925円
	超過料金	1m ³ につき	198円	248円
※一般家庭で 1か月20m ³ を 使用した場合		使用料 （10円未満切り捨て）	1,540円 ＋（198円×12m3）÷ 3,910円	1,925円 ＋（248円×12m3）÷ 4,900円
		前回改定からの増加額		990円
		値上げ金額(現行比)		990円

※基本使用料制を見込んだ料金体系のため、あくまで目安の値上がり額であることに注意

表 3.12 収益の収支（SIM③：使用料改定あり、基準外繰入（3条黒字化））（単位：千円、％）

下水道等事業 収益の収支(税抜) (単位:千円、%)

区 分			年 度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
			(決 算)	(決 算)	(予 算)												
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	55,971	55,656	55,798	54,796	54,056	53,331	65,759	64,853	63,884	62,937	61,990	61,062	60,034		
		(1) 下 水 道 使 用 料 収 入	55,971	55,656	55,750	54,796	54,056	53,331	65,759	64,853	63,884	62,937	61,990	61,062	60,034		
		(2) 受 託 事 業 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		(3) そ の 他	0	0	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		(雨 水 処 理 負 担 金)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	収 入	2. 営 業 外 収 益	337,258	327,819	339,903	301,472	317,691	323,779	283,459	304,116	296,246	303,976	327,759	313,490	333,248		
		(1) 補 助 金	他 会 計 補 助 金	206,092	196,738	217,764	180,645	194,041	200,094	165,007	184,534	174,357	179,256	202,256	186,137	203,934	
			そ の 他 補 助 金	206,092	196,738	217,764	176,645	186,541	190,094	165,007	177,034	174,357	179,256	192,256	186,137	197,434	
				0	0	0	4,000	7,500	10,000	0	7,500	0	0	10,000	0	6,500	
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	131,164	130,787	122,119	120,807	123,630	123,665	118,432	119,562	121,869	124,700	125,483	127,333	129,294		
(3) そ の 他	2	294	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20			
収 入 計 (C)			393,229	383,475	395,701	356,268	371,747	377,110	349,218	368,969	360,130	366,913	389,749	374,552	393,282		
収 支 出	収 支	1. 営 業 費 用	347,558	347,081	366,257	337,902	353,715	360,318	332,927	352,439	343,627	350,419	373,274	358,148	376,784		
		(1) 職 員 給 与 費	基 本 給	12,377	13,120	13,180	13,250	13,320	13,390	13,460	13,530	13,600	13,670	13,740	13,810	13,880	
			退 職 給 付 費	6,753	7,224	7,260	7,300	7,340	7,380	7,420	7,460	7,500	7,540	7,580	7,620	7,660	
			そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(2) 経 費	5,624	5,896	5,920	5,950	5,980	6,010	6,040	6,070	6,100	6,130	6,160	6,190	6,220		
	支 出	(2) 経 費	費	99,588	98,798	132,685	106,831	116,530	122,253	102,961	118,685	104,395	105,107	125,866	106,625	120,340	
			動 力 費	18,017	18,771	18,878	18,838	18,770	18,710	18,637	18,565	18,475	18,383	18,328	18,272	18,176	
			修 繕 費	14,393	8,312	8,410	8,500	8,590	8,680	8,770	8,860	8,950	9,040	9,130	9,220	9,320	
			材 料 費	625	255	260	260	260	260	260	260	260	260	260	260	260	
			委 託 料	50,754	53,499	86,977	60,873	70,350	75,843	56,334	71,830	57,330	57,834	78,348	58,863	72,364	
(3) 減 価 償 却 費	15,799	17,961	18,160	18,360	18,560	18,760	18,960	19,170	19,380	19,590	19,800	20,010	20,220				
2. 営 業 外 費 用			235,593	235,163	220,392	217,821	223,865	224,675	216,506	220,224	225,632	231,642	233,668	237,713	242,564		
(1) 支 払 利 息	30,824	29,248	21,749	18,366	18,032	16,792	16,291	16,530	16,503	16,494	16,475	16,404	16,498				
	(2) そ の 他	24,627	22,595	21,749	18,366	18,032	16,792	16,291	16,530	16,503	16,494	16,475	16,404	16,498			
		6,197	6,653	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
支 出 計 (D)			378,382	376,329	388,006	356,268	371,747	377,110	349,218	368,969	360,130	366,913	389,749	374,552	393,282		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			14,847	7,146	7,695	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 利 益 (F)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 失 (G)			5,474	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△ 5,474	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			9,373	7,146	7,695	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			0	7,146	14,841	14,841	14,841	14,841	14,841	14,841	14,841	14,841	14,841	14,841	14,841		
流 動 資 産 (J)	資 産		39,199	69,926	55,497	56,461	41,345	49,390	60,990	86,223	117,048	161,996	209,506	262,403	312,080		
	う ち 現 金 預 金		21,543	64,200	42,374	44,965	30,003	38,200	47,181	72,605	103,634	148,780	196,492	249,585	299,476		
	現 金 預 金 増 減 額		13,300	42,656	1,661	2,591	△ 14,962	8,198	8,981	25,424	31,030	45,146	47,712	53,093	49,891		
	う ち 未 収 金		17,705	5,775	13,172	11,545	11,391	11,239	13,858	13,667	13,463	13,265	13,063	12,867	12,653		
	負 債 (K)		162,537	163,843	170,475	169,235	162,067	146,408	134,048	104,981	94,615	80,339	81,990	76,960	82,046		
流 動 負 債 (K)	う ち 建 設 改 良 費 分		156,397	156,399	163,031	161,791	154,623	138,964	126,604	97,537	87,171	72,895	74,546	69,516	74,602		
	う ち 一 時 借 入 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	う ち 未 払 金		5,019	6,323	6,323	6,323	6,323	6,323	6,323	6,323	6,323	6,323	6,323	6,323	6,323		
	流 動 比 率		24.1%	42.7%	32.6%	33.4%	25.5%	33.7%	45.5%	82.1%	123.7%	201.6%	255.5%	341.0%	380.4%		
	経 常 収 支 比 率		103.9%	101.9%	102.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
経 費 回 収 率			22.7%	22.6%	21.0%	23.3%	21.8%	21.0%	28.5%	26.0%	26.8%	26.0%	23.5%	24.7%	22.7%		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			0%	13%	27%	27%	27%	28%	23%	23%	23%	24%	24%	24%	25%		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			55,971	55,656	55,798	54,796	54,056	53,331	65,759	64,853	63,884	62,937	61,990	61,062	60,034		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)			0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)			55,971	55,656	55,798	54,796	54,056	53,331	65,759	64,853	63,884	62,937	61,990	61,062	60,034		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)			0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		

表 3.13 資本的収支（SIM③：使用料改定あり、基準外繰入（3条黒字化））（単位：千円、％）

下水道等事業 資本的収支(税込) (単位:千円)

年 度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
区 分		(決 算)	(決 算)	(予 算)										
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	65,900	97,000	109,560	145,640	71,273	103,769	126,079	86,977	82,649	63,159	65,051	71,373	67,566
	うち 資 本 費 平 準 化 債	0	0	0	64,777	54,810	38,486	29,008	13,678	5,420	4,287	7,325	4,525	3,905
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金	24,516	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国（都道府県）補助金	27,121	22,375	34,900	97,025	14,175	67,998	105,745	79,332	83,700	61,191	62,029	72,165	68,623
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	1,794	630	525	473	420	368	315	263	210	158	105	52	0
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	119,331	120,005	144,985	243,138	85,868	172,135	232,139	166,572	166,559	124,508	127,185	143,590	136,189
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度同意等債で今年度収入分 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純 計 (A)-{(B)+(C)} (D)	119,331	120,005	144,985	243,138	85,868	172,135	232,139	166,572	166,559	124,508	127,185	143,590	136,189
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	54,322	50,259	78,991	197,250	47,250	140,296	213,490	160,664	169,399	126,382	126,058	146,329	139,246
	うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企 業 債 償 還 金	159,156	156,399	163,031	161,791	154,623	138,964	126,604	97,537	87,171	72,895	74,546	69,516	74,602
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)		213,478	206,658	242,022	359,041	201,873	279,260	340,094	258,201	256,570	199,277	200,604	215,845	213,848
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		94,147	86,653	97,037	115,904	116,005	107,126	107,955	91,630	90,012	74,770	73,419	72,255	77,659
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	91,601	82,147	93,029	106,792	112,998	100,553	98,160	84,237	82,222	68,844	67,599	65,512	71,239
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	2,546	4,506	4,008	9,112	3,007	6,573	9,795	7,393	7,790	5,926	5,820	6,743	6,420
計 (F)		94,147	86,653	97,037	115,904	116,005	107,126	107,955	91,630	90,012	74,770	73,419	72,255	77,659
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 元 利 償 還 額		183,783	178,994	184,780	180,157	172,655	155,756	142,895	114,067	103,674	89,389	91,021	85,920	91,100
企 業 債 残 高 (H)		1,401,325	1,341,926	1,288,455	1,272,304	1,188,954	1,153,759	1,153,234	1,142,674	1,138,152	1,128,416	1,118,921	1,120,778	1,113,742

○他会計繰入金

年 度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
区 分		(決 算)	(決 算)	(予 算)										
収 益 的 収 支 分		206,092	196,738	217,764	176,645	186,541	190,094	165,007	177,034	174,357	179,256	192,256	186,137	197,434
	うち 基 準 内 繰 入 金	159,342	158,834	217,764	146,108	148,995	148,530	142,500	145,668	149,097	152,613	154,186	156,654	160,004
	うち 基 準 外 繰 入 金	46,750	37,904	0	30,537	37,546	41,564	22,507	31,366	25,260	26,643	38,070	29,483	37,430
資 本 的 収 支 分		24,516	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち 基 準 内 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち 基 準 外 繰 入 金	24,516	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		230,608	196,738	217,764	176,645	186,541	190,094	165,007	177,034	174,357	179,256	192,256	186,137	197,434

3.3.4 今後の経営状況の見通し

a) 使用料収入

前述のとおり、処理区域内人口の減少に伴い有収水量は減少していくことが予想されます。使用料収入は、有収水量に使用料単価を乗じて算出されるため、使用料が改定されない期間は低下することとなります。令和11年度に使用料改定を見込んでおり、計画期間最終年度である令和17年度には、約60,000千円の使用料収入を確保するものと推定されます。

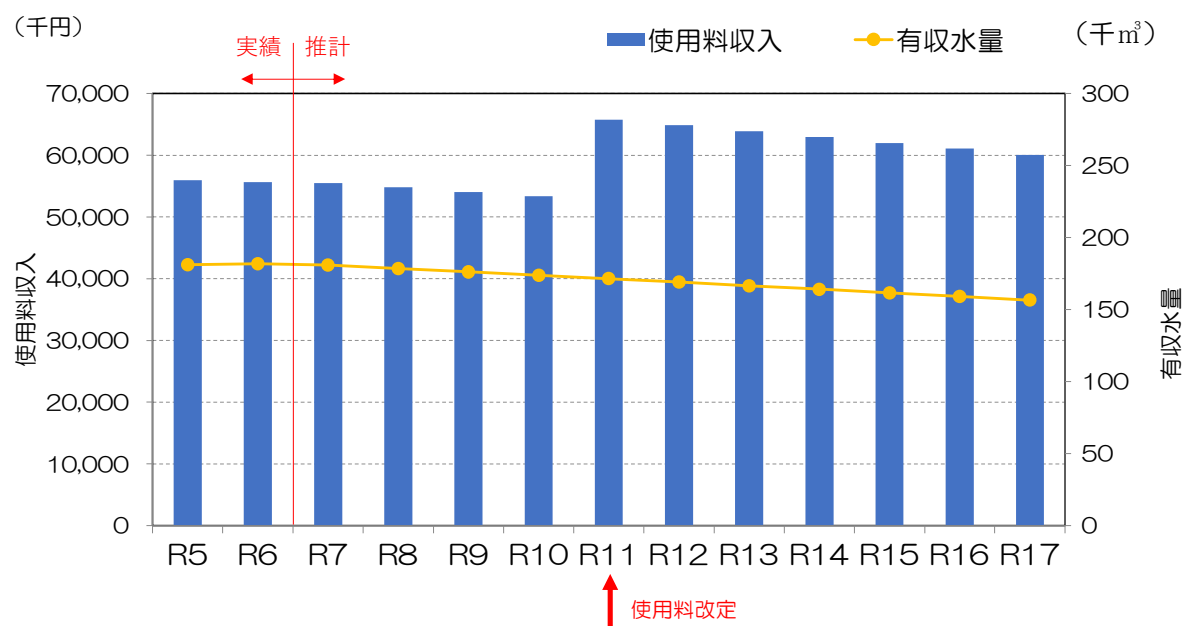


図 3.4 使用料収入の推移予測

b) 経費回収率

令和 11 年度に使用料改定を見込んでおり、改定時に使用料単価が上昇しています。また、汚水処理原価は、やや変動がありますが単価上昇に伴い上昇傾向にあります。経費回収率は概ね 20～30%程度を推移し、計画期間最終年度である令和 17 年度には 22.7%となり、令和 6 年度 (22.6%) と比べて経費回収率の向上が見込まれます。なお、分流式下水道等に要する経費等の公費負担分を汚水処理費から控除した場合、経費回収率は 60%程度まで上昇します。

ただし、下水道等事業においては、汚水処理費用を下水道使用料のみで賄える状態（＝経費回収率 100%）が理想とされているため、今後も経費回収率の向上に努めなければなりません。

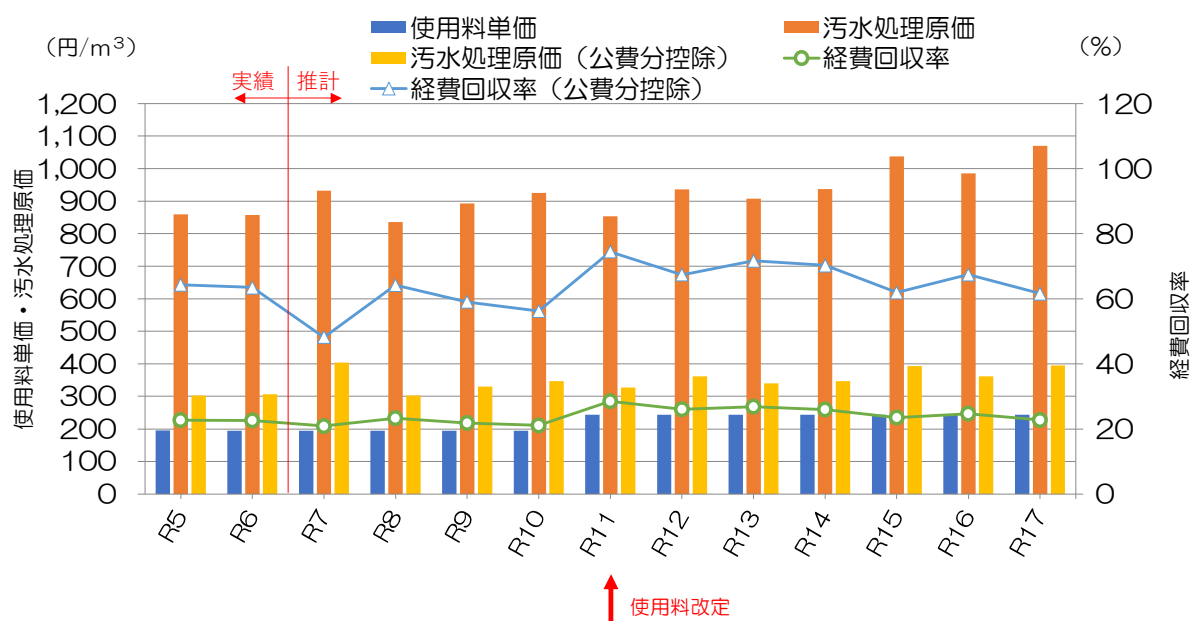


図 3.5 経費回収率の推移予測

c) 純損益及び経常収支比率

収益的収支において、下水道使用料収入の減少や単価上昇率を見込んだ営業費用の増大が見込まれますが、収支不足分を一般会計基準外繰入金で補填するため、毎年の純損益は±0 となっています。このため、経常収支比率（＝経常収益/経常費用）は 100%を維持しています。

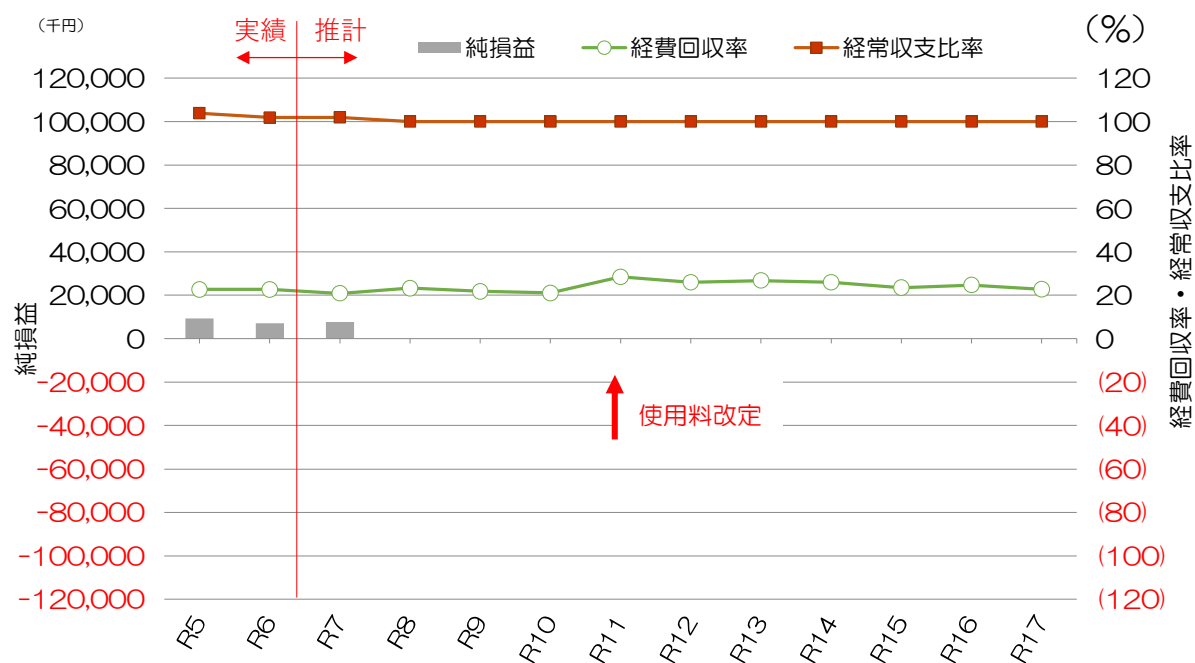


図 3.6 純損益及び経常収支比率の推移予測

d) 企業債及び内部留保資金、流動比率

使用料改定による増収や基準外繰入金による収入に加えて、既存分の元利償還が計画期間内で8割程度減少することなどから、内部留保資金残高が増大傾向となります。また、流動資産と流動負債の比率を表す流動比率*も増加傾向になり、健全な経営状態と言えます。

※短期的な債務に対する支払能力を表す指標で、100%を下回ると、1年以内に現金化できる資産（流動資産）で1年以内に支払う必要のある負債（流動負債）を賄えないということになります。

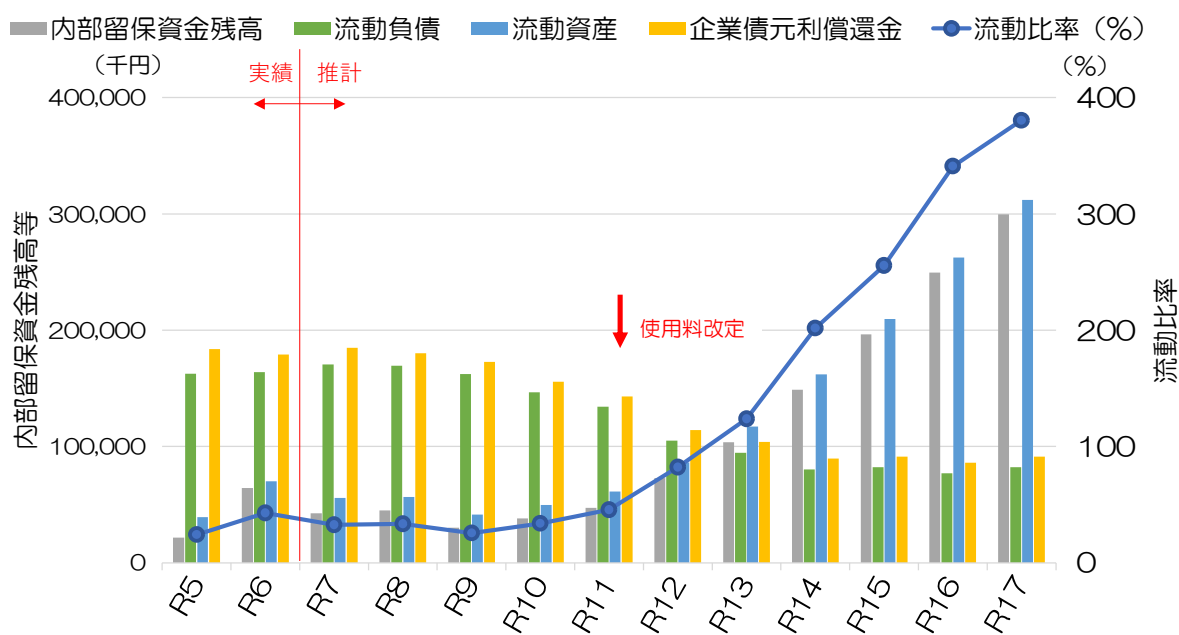


図 3.7 企業債及び内部留保資金、流動比率の推移予測

e) 一般会計繰入金

収益的収支（3条）及び資本的収支（4条）における一般会計繰入金の基準内外の内訳は図 3.8 のとおりです。基準内繰入金の大部分が、3条にて見込んだ「高資本費対策経費」または「分流式下水道等に要する経費」です。また、3条収支不足分を補填するため、基準外繰入金を毎年見込んでいます。

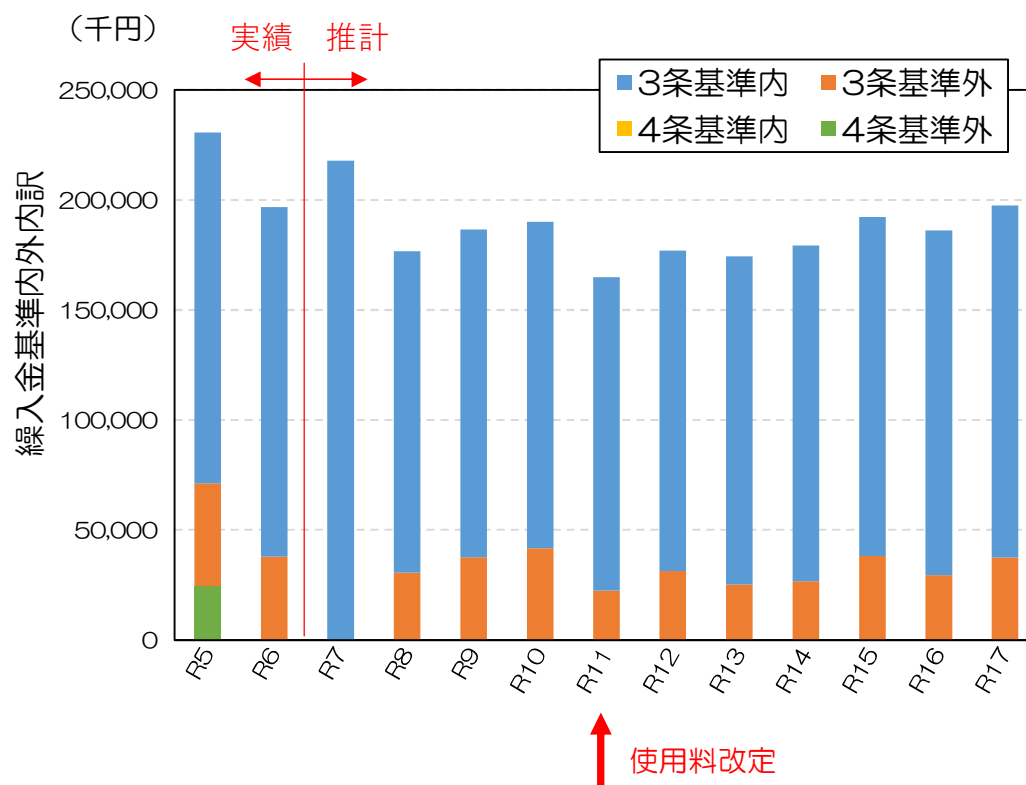


図 3.8 一般会計繰入金基準内外内訳の推移予測

第4章. 経営健全化に向けたロードマップ、経営戦略の進捗管理

経営戦略においては、進捗管理（モニタリング）や見直し（ローリング）等の事後検証を行うことが重要です。「計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）」のPDCAサイクルを回して、必要があれば経営戦略の修正を行い、事業運営のさらなる健全化を目指します。

次ページに、今回策定した経営戦略のロードマップ及びPDCAの予定を示します。

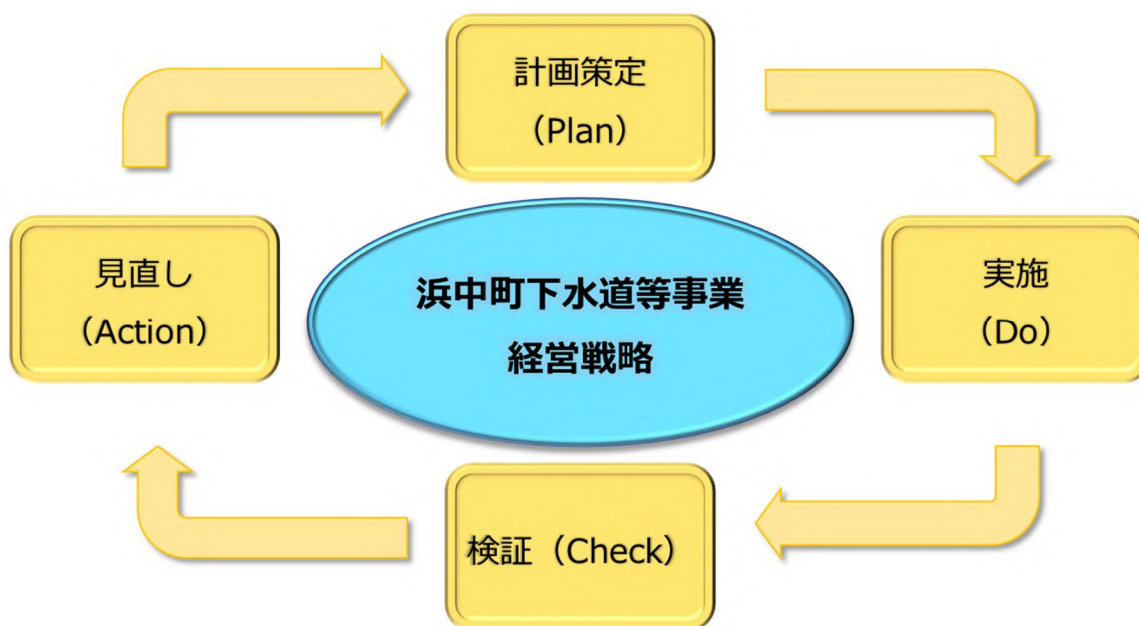


図 4.1 PDCA サイクルのイメージ

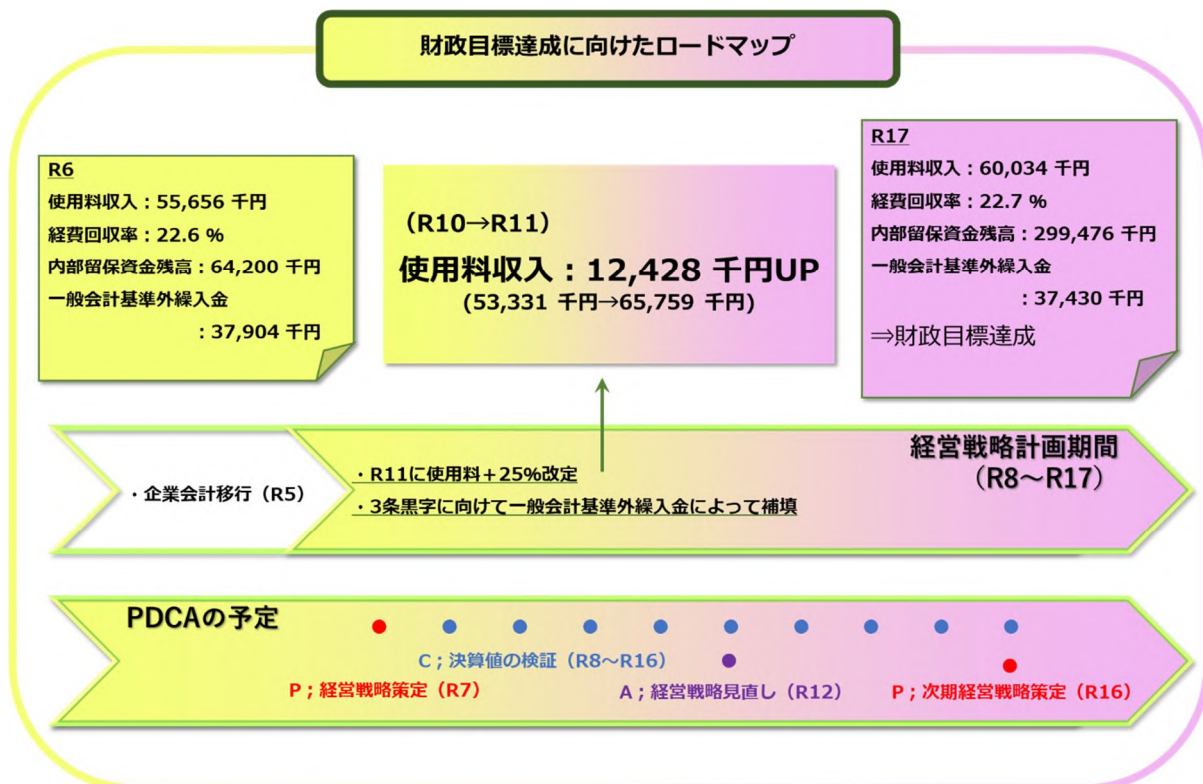


図 4.2 財政目標達成に向けたロードマップ

1) 計画期間

10 年間：令和 8（2026）年度～令和 17（2035）年度

2) 取組内容

- ・ スtockマネジメント計画等に基づく適正な投資事業の実施
- ・ 使用料改定による下水道使用料の増収および経費回収率の向上
- ・ 経営戦略の定期的な見直しによる事業運営の適正化

3) 業務目標

- ・ 経費回収率の向上（令和 6 年度比）
- ・ 経常収支比率 100%以上維持
- ・ 一般会計基準外繰入金の縮減

4) PDCA の予定

令和 7 年度に経営戦略を策定し（P；計画）、以降毎年経営戦略における収支計画と決算値と比較を行い、その整合性を検証します（C；検証）。検証の結果乖離が大きい場合は経営戦略の見直しを前倒しで行いますが、現在は 5 年後の令和 12 年度に見直しを行う予定としています（A；見直し）。今回経営戦略の計画期間を終える前年度（令和 16 年度）に再度見直しを行い、次期経営戦略を策定する方針としています（P；計画）。